

平成30年2月定例会 常任委員会

福祉公安委員会

委員長名	今井久敏
委員会開催日	平成30年3月7日(水)、12日(月) 13日(火)、14日(水)
所属委員	〔副委員長〕佐藤義憲 〔委員〕 遊佐久男 椎根健雄 古市三久 宮下雅志 太田光秋 川田昌成



今井久敏委員長

(1) 知事提出議案：可 決…36件

[※知事提出議案はこちら【PDF】](#)

(3月 7日 (水) 警察本部)

古市三久委員

警7ページ、運転免許証更新時講習費の1億円の減額について、内容を聞く。

交通部参事官兼運転免許課長

運転免許証更新時講習費1億328万2,000円の減額補正については、高齢者講習受講者の減少に伴う委託料の減額及び講習用教本などの需用費の減額によるものである。

古市三久委員

高齢社会のため普通はふえると思うが、どのような理由で減っているのか。

交通部参事官兼運転免許課長

高齢者の運転免許人口そのものはふえているが、補正については、運転免許証の自主返納者が増加したほか、平成29年3月12日の法改正により6カ月前から受講できる更新時の講習を受講期間に入ってから早い時期に受講するようになったためである。加えて、亡くなった方や県外転出の差等により全体の運転免許人口がマイナスとなっている。

古市三久委員

どのくらいの人数が減少しているのか。

交通部参事官兼運転免許課長

2万2,000件の減少となっている。自主返納が約4,000件で、これを皮切りに、法改正、死亡、県外転出などの理由による件数の減少となっている。

古市三久委員

今の説明は平成29年の状況だと思うが、28年はどのくらいの方が講習を受けたのか。

交通部参事官兼運転免許課長

高齢者講習について答える。平成28年中は4万7,465件、29年中は約4万3,000件で、前年に比べてマイナス約4,000件である。

古市三久委員

約4,000件減少したため、1億円が不用になったとの理解でよいか。

交通部参事官兼運転免許課長

そうである。

交通部長

補足する。

「予算に関する説明書」の20ページに、運転免許証交付手数料関係の総額がある。

一つは、運転免許証を交付する、例えば高齢者に限らず、運転免許証を更新する方全てについて、運転免許人口が昨年は4,200人ほど減少している。

もう一つは、運転免許課長が説明した運転免許証交付手数料の講習関係で、高齢者講習や県外転出などの合計によるものである。

内訳で述べると、講習以外の運転免許証の交付手数料関係が1万900件で、2,894万円ほど減額になっている。また、運転免許証の交付手数料講習関係が1億1,890万円ほど減額になっている。これらの総合計が「予算に関する説明書」にある1億4,784万6,000円の減で、その一部が先ほど説明したものである。

警務部参事官兼会計課長

警7ページ右の歳入の欄を参考に願う。

運転免許関係の事業については手数料収入で運営しているため、この1億円の減は、その分手数料が入ってこないことになる。例えば、高齢者講習の委託は単価契約で行っているが、更新時に高齢者講習の受講者が減った分、委託料も8,100万円程度減っている。

(3月 7日 (水) 保健福祉部)

宮下雅志委員

保19ページの保育士修学資金貸付等事業4億4,545万円の増額について、説明によると、国庫を活用し、平成35年度までの6年分の資金として補助するとのことだが、30年度も当初予算で900万円程度の予算が計上されており、どのような形で補助を行うのか説明願う。

子育て支援課長

現在、保育士を目指す学生に対して修学資金の貸し付けをしており、その窓口、実施主体を福島県社会福祉協議会に依

頼っている。社会福祉協議会で複数年分の原資を持った上で、それぞれの年度に必要な学生に貸し付けを行っている。

5年間で129名の利用があったが、今回国から4億4,000万円の補助を受けて、今後6年間の原資について一括して社会福祉協議会に補助し、修学資金の運営を安定的なものにしていきたい。

宮下雅志委員

今年度当初で761万円が計上されており、さらに平成30年度においても900万円が予算として上がっているが、内容を聞く。

子育て支援課長

貸し付けに必要な予算の9割が国庫で、残りの1割が県費負担である。県費負担については実績に応じて支出する扱いとしており、単年度ベースでは毎年度900万～1,000万円程度を社会福祉協議会に支援していくことになる。

宮下雅志委員

5年間で129名が貸し付けを受けているとのことだが、保育士をしっかりと確保していく意味では、今年度の761万円の支出も含め、政策目的は十分に果たしているとの認識でよいか。

子育て支援課長

この事業は、月額5万円、入学時に20万円、就職時に20万円を貸し付けるものである。卒業後に県内で保育士として5年間勤務すれば返済を免除する形にしており、ほとんどの学生がそのまま県内に就職している。

また、学校の先生方からも非常によい事業だと評価を得ていることから、引き続き安定的な運営に向けて努力していきたい。

宮下雅志委員

効果が最大限に発揮されるよう期待している。

次に、保27ページ、健康増進総務費の健康長寿ふくしま推進事業について、当初は4億2,096万8,000円だったが、2分の1近い1億9,951万8,000円が今回減額となっている。当該事業は本県の健康増進にとって非常に重要な位置づけのものだと思うが、委託の見直しなどで半分近くが減額になったとのこと、執行率が非常に低く、政策目的を十分達成したのかと思う。その辺の評価についてはどうか。

健康増進課長

減額の内訳であるが、大きな部分では、今年度、福島県版健康データベースの構築に取り組んでいる。これは、国民健康保険加入者のレセプトや健診結果、将来的には社会保険にも伸ばしていこうと考えているものである。

当初の予定では、システムの開発から設計を自前で行う考えだったが、他県を調査したところ、ある程度運用実績がありパッケージングできるものが稼働していることが確認できたため、本県で多少カスタマイズを加えることで所期の目的は達成できるものと考え、このような減額となった。

宮下雅志委員

当初予算で健康データベース構築・活用事業が約2億円となっているが、この辺がほぼ必要なくなったとのことだと思う。

また、新規事業の「ふくしま健民」プロジェクト事業及び生活習慣病予防対策推進事業についても予定どおり執行され

たとの認識でよいか。

健康増進課長

生活習慣病予防対策推進事業においては、子供の虫歯についてフッ化物洗口を実施している。当初の予定400施設に対して実績は300弱と若干減っているが、確実に増加を見ている。

古市三久委員

保39ページ、県民健康調査事業の11億1,870万円の減額補正について、内容を聞く。

県民健康調査課長

減額の主な内容であるが、甲状腺検査1次検査受診者の見込みの減や、健康診査受診者の見込みの減に伴う県立医科大学への委託費の減である。

また、甲状腺検査こころの支援事業を国の交付金で実施する予定だったが、国の交付要綱策定が12月となったことから、年度内に支援事業としてほとんど活用できなかった。2月から事業化しているが、約2億円の減額としている。

また、ホールボディーカウンター検査事業についても、検査日数の減等で3億2,700万円の減額となっている。

古市三久委員

国の交付金事業とは何か。

県民健康調査課長

甲状腺検査こころの支援事業という新規事業である。2次検査の医療機関が受診者に対して心の支援を行った場合に、実施に応じた経費を交付するものである。

古市三久委員

心の支援とは、患者のメンタル部分についていろいろ聞き取りなどをするのかと思うが、今までは実施していなかったのか。

県民健康調査課長

県立医科大学においては既に心の支援は実施されていたが、他の医療機関で実施されるのは今回初めてとなる。

古市三久委員

県民健康調査支援事業の3億5,937万円の減額について、整備する機器はどのようなものを想定していたのか。

県民健康調査課長

一つは市町村におけるガラスバッジの配布事業であり、見込みから大幅に減ったものである。

もう一つは甲状腺検査機器整備補助事業で、医療機関へのエコー機等機器の補助を行っており、当初予算で20件を計上したが、今のところ実績は5件で大幅に減った。

古市三久委員

ガラスバッジの予算は幾らで、どのくらい使ったのか。

県民健康調査課長

ガラスバッジの単価については、調べて後ほど報告したい。

古市三久委員

ガラスバッジは、幾ら被曝したのか個々の放射線量を調べるものだが、実施しているところはどのくらいあるのか。

県民健康調査課長

当初予算は34市町村で計上していたが、実績は30市町村で、全市町村に近い自治体で実施されている。

古市三久委員

30市町村では実施したが4市町村は実施せず、その差額が残ったとの理解でよいか。

県民健康調査課長

委員指摘のとおりである。

(3月12日(月) 保健福祉部)

椎根健雄委員

保34ページ、環境衛生費の水道事業指導費4番の生活基盤施設耐震化等事業に6億1,000万円が計上されており、水道施設の耐震化と説明があったが、もう少し詳しく願う。

食品生活衛生課長

水道事業については、生活基盤施設耐震化等事業という交付金事業がある。

これは市町村がそれぞれ耐震化を図るため、県を通して国に事業を申請するもので、交付額は全額ではなく、それぞれの事業について財政力指数等を勘案しながら、3分の1、4分の1、10分の4等が交付される中身となっている。具体的には、水道管の基幹設備の耐震工事や配水地等の工事などに対して交付される。

椎根健雄委員

県内のどれくらいの市町村から要望が上がっているのか、交付実績等を聞く。

食品生活衛生課長

来年度は、福島市を初め11市町村で申請がある。

古市三久委員

きのうで3・11から丸7年がたった。保健福祉部には原子力災害にかかわる予算が多数あるが、原子力災害によって非常に苦しんでいる方がおり、この災害を防ぐことができなかったのか、きのういろいろと考えた。

東北電力(株)の女川原発は、貞観地震を調査研究して津波対策をしっかりと行ったことにより、危機を何とか脱することができたと思う。そういう意味で、東北電力(株)は、国民や地域住民のためを思って取り組んできたのではないかと。しかし、承知のように東京電力はそうした対策を一切しないできた。

日本共産党の吉井英勝議員が2006年当時、電源喪失によって冷却ができなくなるおそれについて国会で質問し、質問主意書でも質問したが、政府、つまり当時の安倍総理大臣は、そのようなことは日本の原発では考えられないと答弁しており、なおかつ東京電力もそうした対策をとってこなかったことが、今日の状況をつくり出したと思う。

政府及び東京電力の責任について、我々はしっかり見ていかなければならないし、しっかりと今後の対策をとってもらいたい。

私は以前、本県が原子力発電所を推進してきた経過について質問したことがある。今から25年以上前、河北新報に載った当時の原子力対策室長が、原子力発電に反対する人を無知だと述べており、本県は原子力発電を推進する立場をとってきたこともあるため、しっかりと対応していかなければならないと、きのう、痛切に感じた。

そこで、幾つか質問する。

来年度の当初予算について、福島民報に人口減少対策を重点とすることが載っていた。人口減少・高齢化対策195事業557億円、子ども・若者育成対策83事業213億円となっているが、特徴的な施策と予算について聞く。

今井久敏委員長

古市委員、人口減少対策以外に具体的な部分はあるか。

古市三久委員

ない。県がどのような考えで事業に取り組んでいくかを聞きたい。

今井久敏委員長

全体を通してとのことであるため、人口減少対策を盛り込んでいる事業について説明願う。

こども未来局長

こども未来局所管で述べると、基本的には人口減少対策になるかと思う。

一つは、従来から行っているが、結婚を希望している方に結婚してもらうため、結婚・子育て応援センターを充実していく。

もう一つは、子育て支援として、大きく述べると保育所の待機児童の問題や保育士の人材確保がある。

まずは、認定こども園の整備事業を当初で15億円見ている。

結婚から子育てまでみんなで支える環境整備事業では、来年度約9,500万円を計上しており、これはほとんど結婚のためのシステムの運営費用となっている。

保育人材総合対策事業では約1,800万円を積んでいるが、例えば保育士の職場環境改善のため、さまざまな相談を受けることも考えている。

また、知事も述べていたが、子育て世代包括支援センターを全市町村に設置していく。平成29年度末までに15市町村くらいで設置されると考えているが、31年度までの2年間で全市町村に設置する。

そのための支援策として、妊娠後期の妊婦に保健師が訪問する際、育児グッズなどを啓発用品として持っていくことを想定しており、市町村で実施する場合に県が支援する。前提として、子育て世代包括支援センターがある市町村に支援することとしているため、そのような中でセンター設置を促進することを考えている。

センターの設置については、子ども・子育て支援制度の中で財政的支援もあるため、それも利用しながら取り組んでいきたい。包括支援センターの運営経費等も含め、地域の子育て支援事業の19億円で計上されている。

また、待機児童の解消で述べると、子供19人未満の施設については、小規模保育所事業等で実施しているが、社会福祉法人が設置する場合には4分の1の自己負担が出てくる。それを市町村で支援する場合、半分を県が負担する支援策もあ

る。現在、待機児童の約85%が0～2歳までの子供であるため、待機児童解消のための受け皿の確保をしていきたい。

さらに、特別委員会からの提言にもあったとおり、幼稚園をどう活用していくかが課題だと考えている。幼稚園は3歳から上になるが、預かり保育を実施しているところについては、私学・法人課で運営支援を行う。

こども未来局においては、仮に低所得者が幼稚園の預かり保育を利用しようとしても、預かり保育の料金や入園料、制服代などの自己負担が大きく、結果的に保育所を選ばなければならない現実がある。そのため、幼稚園への誘導策として、今述べた幼稚園でかかる預かり保育の料金等の県負担により、低所得者の幼稚園の預かり保育への移行も含め、子育て支援をしていきたい。

古市三久委員

細々と説明があったが、問題は、この557億円と213億円が子育てや人口減少にどのように効果的に使われていくかであり、来年度1年間、それにどのように取り組んでいくかだと思う。

本県の現状を見ると、若い女性が非常に減少している実態があり、それに対してどのような対策をしていくのかも非常に重要な課題だと思っている。20代前半の女性の社会的増減について、本県は毎年1,500人ぐらいが減っており、男性よりも女性のほうが圧倒的に減っている。このような方々がいなくなれば、子供を産むことが少なくなるため、その対策が重要である。

例えば今、結婚のマッチングの話があったが、何歳くらいの方が一番多く結婚していると思うか。

子ども・青少年政策課長

本県の場合、初婚年齢は男性が30歳代、女性が約29歳であり、毎年の調査で初婚年齢が上がってきている事実もあるため、そういった年齢層に対して支援をしていくことが重点と考えている。

古市三久委員

統計によると、全国的に女性が子供を産む数は、昭和60年は25～30歳で60万人だったが、今は30万人である。そして、30～35歳は28万人ぐらいでほぼ同じだが、35～40歳は非常に多くなっている。女性の結婚年齢が高くなっており、子供を産む期間が必然的に短くなるため人口減少になっている。これはある意味やむを得ない問題だと私は思っている。

それを変えることは難しいが、実態を捉え、本県がどこにどう金を使うか、これまでの考え方を変えていかないと、本県の子供をふやすことは難しいと思う。こども未来局全体で、そうしたものも含めてきちんと実態調査をしながら、効果的に財源を分配していかなければならないと思うので、ぜひ検討願う。

次に、先日の本会議においてこども未来局長が答弁したひきこもりの件について、来年度のひきこもり関連予算はどの程度あるのか。

子ども・青少年政策課長

ひきこもりに関連する予算であるが、ひきこもり支援センターを福島県青少年会館とサテライトとして郡山市に設置しており、来年度は2,000万円程度である。

また、ひきこもりの若者の就業支援など、最終的な自立を目標としてユースプレイス自立支援事業を実施しており、来年度予算では2,000万円程度組んでいる。

古市三久委員

先日、本会議で質問があって答弁があったが、5地域でいろいろ取り組んでいると思う。来年度は県からの委託ではなく、市町村で実施してもらおうと話があったが、市町村でそういった受け皿ができて、県が財源を支援していく形で、従来

と同じ体制ができるとの理解でよいか。

子ども・青少年政策課長

質問のユースプレイス自立支援事業については、これまで3カ年で事業を組んできた。特に平成29年度においては、ユースプレイス対象者がいる団体に対して、ユースプレイス事業の中で地域ごとに職員を1名ふやして、いかにその市町村で事業を構築できるか支援してきた。

そういった中、来年度は県内のほとんどの区域で、人数の多い福島市や郡山市、会津若松市、いわき市などを中心としてユースプレイス事業を行っていく形で、現在調整を行っている。

古市三久委員

調整を行っていることはよいが、間もなく来年度になる。しっかりと市町村が受け皿をつくって、従来と同じ体制ができるとの理解でよいか。

子ども・青少年政策課長

現在のところ、調整の中で、おおむねそういった形で運営されていくと承知している。

古市三久委員

この前のこども未来局長の答弁では、国の実態調査を参考としながらひきこもりの支援を行っていくとのことだが、国の実態調査から見ると、県内のひきこもりの方の数はどのくらいか。

子ども・青少年政策課長

平成28年度に国が発表した実態調査においては、ひきこもりの生活状況などが報告されており、自分の趣味に関する用事のときだけ外出するいわゆる広義のひきこもりについて、15～39歳人口の1.57%とされている。これを本県に当てはめた場合、7,300人程度が広義のひきこもりと推定される。

古市三久委員

ひきこもりの方が自立し、仕事につくことができれば、社会にとって非常にプラスになる。ひきこもりの方に対する支援を今年度まで3年間実施してきたとのことだが、このような方々は、これからふえることはあっても減ることはないと思う。

したがって、ひきこもりの方に対する支援に今後もしっかりと取り組んでほしいが、どうか。

子ども・青少年政策課長

ひきこもりの方については、これまでも各保健福祉事務所において、ひきこもり家族教室や相談会を実施している。

また、ひきこもり支援センターでもさまざまな相談に応じ、必要に応じてアウトリーチなどの支援が行われるよう取り組みながら、支援が必要な方については、医療機関や精神保健センターなどの関係機関に紹介している。

ひきこもりに関する相談窓口については、各市町村においても保健師が対応し、県のひきこもり支援センターや各福祉事務所、または医療機関などにつないで支援を行っていくと承知しているが、今後もしっかりと進めていきたい。

古市三久委員

そのように、財源も含めてしっかり取り組んでもらいたい。

ひきこもりの方に対する支援については、これまでNPO法人などに一生懸命取り組んでもらっており、その上に成り立ってきている。今後もそういったノウハウを持っている方や事業者を大事にして、ひきこもりの方に対応していくことが大事だと思うので、県や市町村が連携しながらしっかりと取り組んでもらいたいが、今後の連携について聞く。

子ども・青少年政策課長

今後のひきこもり支援については、今までの支援に加えて、委員が述べたように各関係機関や市町村などと連携し、支援を必要とする方々に寄り添う形で対応していきたい。

宮下雅志委員

地域医療の確保の問題で、保38、39ページの県民医療対策費及び地域医療対策費について、平成29年度まではこれらの事項に入っていた事業が、30年度は独立し、県民健康調査費、医療人材対策費、医師確保対策費の事項に分かれたように見受けられるが、このような取り扱いをした意味はどこにあるのか。

県民健康調査課長

県民健康調査費については、福島県県民健康管理基金で賄われているため、平成30年度は独立して事項を設けた。

医療人材対策室長

医師確保等の予算については、浜通りを中心とする復興に関する国からの基金造成事業等を使っており、県民健康調査課長の説明と同様に、財源の関係も含めてわかりやすく整理した。

宮下雅志委員

事業の形が少し変わってきているとの認識でよいか。

県民健康調査課長

予算書上の整理であるため、事業自体に変更はない。

宮下雅志委員

事項としてまとめていると、我々としては施策としての位置づけや意気込みを感じる。今回、財源も含めてわかりやすく整理したとのことで、非常によいと思う。県民の目には触れない予算書だが、こういった形にまとめることで、施策の方向性や意気込みが姿勢としてあらわれると思うので、ほかの施策もぜひわかりやすくまとめてもらいたい。

次に、精神保健医療費の中にあつた若年性認知症対策推進事業が今回抜けているが、どのような整理をしたのか。

高齢福祉課長

認知症に関する施策であるが、保30ページをごらん願う。

高齢者保健対策費の3番に福島県認知症施策推進総合戦略（県版オレンジプラン）推進事業があるが、こちらにまとめて計上している。

宮下雅志委員

若年性認知症についても認知症としてくくり、高齢福祉課が所管して施策展開をしていくとの理解でよいか。

高齢福祉課長

この件については、今年度、有識者会議である認知症施策推進協議会を立ち上げ、オレンジプランを進めていく中で、若年性認知症も含めた認知症施策を推進していくこととしている。

宮下雅志委員

今回、本会議でも太田議員から質問が出て、詳しい答弁があった。認知症施策推進行動計画を策定する、認知症カフェの全市町村設置を促すシンポジウムを開催する、徘徊対応訓練は市町村域を越えた訓練を実施していくとのことである。

認知症対策に対して前向きに、施策の組みかえも含めて積極的な対応をしていると認識したが、本県としては、今後認知症にどのように対応していくのか。

医学的な進歩もあって、例えば海馬を刺激するとどうなるのか、アルツハイマー型認知症について非常によい検査の方法が出たとか、今後、認知症の予防や進行を抑える視点も大事だと思うし、また、ある程度進んだ人を社会で受け入れて、一般の方と生活をともにする上で支障のない形にしていくなど、さまざまなステージがあると思う。オレンジプランを推進していく中で、本県の認知症対策の基本的な考え方、方向性について聞く。

高齢福祉課長

病気の予防については我々では難しいが、今回策定した県版オレンジプラン、認知症施策推進行動計画は、2つの大きな柱で進めていきたい。

一つは、地域での生活を支える取り組みをしっかりとしていくため、認知症サポーターの養成を進めながら、例えば、現在設置している認知症コールセンターや、先ほど委員から話のあった市町村域を越えた徘徊の模擬訓練を実施し、地域で支えていきたい。

もう一つは、早期診断、早期対応が必要だと思っており、例えば認知症疾患医療センターは、国のオレンジプランでは2次医療圏の一つとなっている。本県においては、残念ながら相双地域に認知症疾患医療センターがないが、現在、雲雀ヶ丘病院と協議を進めており、来年度の早いうちに指定し、地域ごとに早期発見、早期診断の取り組みを進めていきたい。

また、認知症初期集中支援チームについては、今年度中に全市町村で設置することになっているため、こちらについても、今年度に引き続き研修を実施するなどして、認知症への対応をしっかりとしていきたい。

宮下雅志委員

さまざまな施策を今後も展開していくとのことであるが、その中でこの事業は何を目指すか、どこまで目指すかを明確に意識していくことが大事だと思う。単に制度をつくった、サポーターを養成した、支援チームをつくったというだけでなく、どのような結果に向けて取り組んでいくのか、ある程度短期的な目標も含め、政策目的を明確にして進めてもらいたいので、よろしく願う。

薬務課長

我々薬務課では、薬局の機能を利用した対策を行う。「気づく、つなぐ、支える」ということで取り組んでおり、別な疾患で薬局に来た方について、認知症や初期の軽度認知障害の段階で薬剤師が発見できる可能性がある。

組織的に取り組んでいる仙台市薬剤師会の全面的な支援を得て、本県でも認知症対応薬局を立ち上げようと研修を実施している。なお、今年度は13市のうち6市で3月ごろ立ち上がる予定である。13市では大体百数十薬局になると思う。

宮下雅志委員

ぜひ、そういった形で結果に結びつく取り組みを願う。

次に、遊佐委員から本会議で質問のあったHACCPについて、小規模菓子製造施設をモデルとして、今年度中に手引の作成や研修会を開催するとのことである。新年度は、飲食店や惣菜製造施設等の手引を作成して研修会を開催し、保健所を通して指導していくとのことだが、現在進めている菓子製造施設モデルの導入実績は出ているのか。HACCPの導入実績について聞く。

食品生活衛生課長

いわゆる中小規模の菓子製造については、今回初めてモデルプランをつくって対応していくことで始めた。3月7日に研修会が終わり、これから皆がHACCPのプランをそれぞれの施設に合った形で構築していくことになる。それにあわせて、各保健所の食品衛生監視員が支援していく対応を考えている。

宮下雅志委員

HACCPは食品製造関係施設の認証ということで、農産物の認証GAPと両輪で、今後のオリンピックや海外輸出に対し、安全性を施設面で確保していく流れだと思う。例えば企業立地補助金の対象となった施設でも、あわせてHACCPを導入したところも少しずつ出てきていると思う。

実は私も惣菜製造業の免許者であり、細菌のコントロールなどについては、施設管理者として非常に頭を悩ますところである。一方で、HACCPの考え方は非常にすぐれていると思う。全ての物の流れの中で菌をコントロールしていくことで安全性を確保していく、起こるべき状況を想定してそれを全て施設面やソフト面で対応していくもので、NASAの考え方が食品業界に導入されたものである。

しかし、中小零細規模の事業所に導入するとなると、非常にコストがかかる。例えばクリーンルームをつくるなど、施設をまず完全に直さなければならない。菌をコントロールするため、清浄地域と汚染地域に分ける場合に、物すごくコストがかかってくる。そのため、フルのHACCPに取り組もうとすると相当な金額がかかる。一方で、簡易型の考え方も出ていると思う。

今後、手引書をつくって研修、指導し、さらに導入に向けてどのように連携をとりながら進めていくか、県としてその辺まで意識して取り組んでいく必要があると思うが、どうか。

食品生活衛生課長

中核市を除くが、許可、不要許可を含めた食品製造に係る施設は、現在4万9,000程度ある。その中で大量の調理をする大型製造工場については、原則的なHACCPのプランの適用を国も想定しているようである。それ以外の飲食店関係の営業については、委員指摘のとおり、プランBで進めていくことで検討している。

本県としても、小規模菓子製造施設のモデルプランは、プランBを用いた形の内容になっている。本来は設備のゾーニング等、経費のかかる部分も出てくるが、Bの考え方で国際的には十分通用するとのこと、国や欧米もプランBの形で国際的な認証と評価している。

そういった点も踏まえながら、まず、モデルプランの策定と、それからHACCP自体にコストはかからず、本来のソフト面を十二分に対応することで安全・安心が担保できるシステムであることを十分に理解してもらい、食品衛生指導員、いわゆる食品衛生協会の指導的立場にある方々を含めて周知を図っていく。そして、各事業者には監視員が十分に支援していくことで、基本的にプランBがメインになると思うが、普及啓発を図っていきたい。

宮下雅志委員

本県における導入件数が他県に誇れる数になるよう、県としてもそこまで取り組む必要があると思う。それが本県産の食品の安全性や価値を高めることになっていくと思うので、ぜひ結果を出す方向で力を入れて進めてもらいたい。よろし

く願う。

古市三久委員

保40ページの県民健康調査費、県民健康調査事業の43億円について、内訳を聞く。

県民健康調査課長

県民健康調査事業の主な内訳であるが、県民健康調査業務として、県立医科大学への委託が約29億9,000万円となっている。また、ホールボディーカウンター検査事業が4億8,900万円、県立医科大学にある県民健康調査データ管理システムの開発運用経費として約5億円を計上している。

古市三久委員

委託の29億9,000万円のうち、人件費はどの程度か。

県民健康調査課長

約11億円となっている。

古市三久委員

11億円の内訳だが、県民健康調査関係の方と、さまざまな医療を行っている方の人件費も含まれるのか。

県民健康調査課長

指摘のとおり、県民健康調査に直接従事する職員分と関係する講座の人件費として計上している。

古市三久委員

その内訳はわかるか。

県民健康調査課長

手元にないため、後ほど報告したい。

古市三久委員

データ管理システムの5億円について、当初11億円で作った県民健康調査のデータベースを、その後数億円でバージョンアップしているが、そのシステムの管理費か、それとも運用費か。

県民健康調査課長

データについては平成29年度に更新しており、機器のリース保守運用経費及びシステム改修経費等である。

古市三久委員

これはリース料も入っているのか。リース料は幾らか。

県民健康調査課長

リース保守運用経費として、1億9,400万円を計上している。

古市三久委員

県民健康調査支援事業の3億4,500万円はどのような中身か。

県民健康調査課長

県民健康調査支援事業の内訳を述べる。

まず、放射線健康対策事業は、市町村の線量計等の運用に係る経費で約2億6,000万円、甲状腺検査機器整備補助事業として8,400万円を計上している。

古市三久委員

線量計の運用とは具体的にどういうことか。

県民健康調査課長

各市町村で子供たちに線量計を配布しており、その線量計の集計について、一括した事業の中で10分の10の補助を実施している。

古市三久委員

どこに補助しているのか。

県民健康調査課長

各市町村に補助している。予定では30市町村を計上している。

古市三久委員

機器整備の8,400万円については、何を調達するか既に決まっているのか。

県民健康調査課長

県内の甲状腺検査の医療機関に補助するもので、14件ほどを想定している。3分の2の補助であるが、機器については特別想定はない。

古市三久委員

医療機関からこのようなものを買いたいと申請があったときに、その範囲の中で3分の2の補助をするとの理解でよいのか。

県民健康調査課長

失礼した。説明が足りず申しわけない。

これは、甲状腺検査のエコー機購入のための補助である。

古市三久委員

保40ページの医療人材対策費、ふくしま国際医療科学センター運営事業の4億円の中身を聞く。

医療人材対策室長

医療人材対策室では、ふくしま国際医療科学センター内の先端臨床研究センターを所管している。当初予算に計上している4億400万円については、先端臨床研究センターの事業に対して補助するものである。

内容としては大きく2つあり、一つはPET・MRI、PET・CT等による早期診断、もう一つについては、現在はアスタチンが中心であるが、新しい放射性薬剤の研究開発事業を行っており、それらに対する補助である。

古市三久委員

保健医療従事者養成施設整備事業の43億円はどのようなものか。

医療人材対策室長

平成33年4月に開設を予定している県立医科大学の新学部設置に係るものである。来年度予算43億円について、一番大きいところは建物の建築費である。

佐藤義憲副委員長

新規事業について聞く。

保10ページの医療・介護ロボット導入促進事業について、平成28年度、ロボット導入の促進で似たような補助事業があったと思う。前は募集が殺到し、ヒアリングをしたら導入したいとの希望が多かったと記憶している。

今回は無償貸与とのことで、1億1,400万円ほど計上しているが、対象施設や件数の想定は、ある程度つかんでいるのか。

高齢福祉課長

医療・介護ロボット導入促進事業であるが、今年度までの事業名は、チャレンジふくしま「ロボット産業革命の地」創出事業だった。医療と介護のロボットを合わせて約1億5,200万円で、来年度は1億1,300万円となっている。

先ほどの募集が殺到した件は、恐らく平成27年度の国の補正事業かと思う。当初、上限を300万円で予定していたが、募集が殺到したため92万7,000円としたものである。

県の事業については、介護従事者の支援ロボットとして、HALなどの背負って負荷を軽減させるマッスルスーツを貸し出しており、今年度は45台の予算を確保し、42台の申し込みがあった。来年度は、40台程度の予算を組んで対応することとしている。

予算が減ったのは、27～29年度において介護施設にロボットを貸し出して実証事業を行い課題を抽出していたが、3年間実施して毎回同じ課題が出てきたため、介護施設へのリースはやめることとした。養成施設については今年度も実施しており、来年度も引き続き実施するが、介護事業所・施設へのリースについては取りやめたため、このぐらいの数字になっている。

佐藤義憲副委員長

継続的な形で行っているとのことだが、単年度ごとの実証であるため、施設は別なところを転々としているとの認識でよいか。

高齢福祉課長

大体違う施設から応募があるが、要求は同じものが多く、例えば防水機能が欲しい、もう少し軽量化してほしいといった要望に集約されてきたため、来年度はその部分を下げることにした。

県民健康調査課長

県民健康調査の県立医科大学委託分の人件費の内訳であるが、県民健康調査事業関連として約8億9,000万円、関連の講座の人件費として約2億4,000万円を計上している。

川田昌成委員

保11ページ、高齢者の健康・生きがづくり事業が1,500万円とのことで、金額が少ないと思うが、内訳について説明願う。

高齢福祉課長

高齢者の健康・生きがづくり事業であるが、今年度予算は1,505万5,000円、来年度は1,568万2,000円で、前年度並みの数字である。

この事業は、老人クラブなどが主として行っている「うつくしま、ふくしま。健康福祉祭開催事業」として、ねんりんピックやシルバー美術展の開催事業、また、ねんりんピックの全国大会への派遣事業などを計上している。

川田昌成委員

その下の老人クラブ活動等社会活動促進事業と関連があると思うが、今回も健康長寿や老人対策の話が随分出て、それぞれ来年度にかけの意気込みはよくわかる。

目標をつくってそれに邁進する、県民運動と一口で言えば、言葉としてはわかるが、私の好きな言葉で、仏つくつたら魂入れるという言葉がある。先日の部長の説明では「健康を支える社会環境の整備を進めてまいります」とあり、言葉としては何となくわかるが、県民運動として、健康長寿という言葉の意味を県民にしっかり理解してもらい、参加する意欲を持たせていくのが行政の施策のあるべき姿ではないか。

予算が前年度から幾らアップしたとか、前年度並みだとかではなく、健康を本県の柱にするのであれば、福島県はさすがだと感じられる意気込みを見せるためにも、健康の起爆剤が必要ではないか。どの新聞を見ても健康について掲載されているが、県民の参加はいまいちである。

平成30年度における、我が福島における健康長寿の起爆剤はこれだというものは何かあるか。

健康増進課長

健康づくり事業については、食事と運動と社会参加の3つの柱である。

展開の方針としては、個人から職域、そして健康な地域づくりへというものを目指した取り組みを進めていきたい。

来年度においては、例えば現在、健康マイレージ事業の健民パスポート事業に取り組んでいる。これは市町村の事業とアプリの2本立てで考えているが、市町村の事業については、参加の自治体数が53にふえる予定である。

また、職域の健康づくりであるが、今年度、我々の支援で健康経営のモデル事業所をつくっており、この規模を拡大するとともに、官民一体の県民会議を設立した。これは商工団体等さまざまな機関が入っているが、その中でことしのモデルの普及を図っていくことを考えている。

さらに、それに取り組む際、県民の健康のリテラシーや気づきが必要であるため、メディアなどを通じて継続的に健康に関する検定の露出をふやしていく形で盛り上げを図っていきたい。

川田昌成委員

いろいろな施策で取り組んでいる熱意はよくわかるが、健康、健康と余りに総花的で、集約して何か一つに取り組んだ

ほうが運動としては成果が上がると思う。あちこちで祭りをやるよりは、大きな祭りを一つあげて、この前の平昌オリンピックではないが、何か感動する展開があるとよい。

運動会も最近の子供の運動会はぱっとしない。1等になっても商品も何ももらえず、感激がない。皆と一緒にゴールしようなどという運動ではいかなものか。大きな柱があって皆が邁進する、例えば日本陸連がマラソンの日本新記録に1億円をくれるのは、励みになるし、よい形になると思う。

何かそういった起爆剤をもっとつくってほしいが、部長に聞く。

保健福祉部長

起爆剤とのことで、健康増進課長からも説明があったが、一番の柱の中心は、私は知事だと思っている。知事が先頭に立って健康について大分話をしており、それに従って各種の事業もこれから展開していく。

新聞などマスコミでも健康の話題が大分出てきており、健康に対する意識が着実にできつつあるため、これから、どうしたら健康になれるのかを委員とも相談しながらよい事業を構築していきたい。今説明のあった事業は、来年度しっかり取り組んでいく。

今井久敏委員長

保33ページ、動物愛護管理対策費関係について聞く。動物愛護センターについて、一般質問でも質問が出て答弁も細かくあったが、改めて確認する。

昨年、国会議員も入れて動物愛護センターを調査した際、いろいろと足りないもの、必要なものについて話を聞いてきた。その上で、当局として新年度予算において、愛護センターに対する支援をどのように考えているのか聞く。

食品生活衛生課長

平成30年度の動物愛護センターの予算については、浄化設備や、雨水が適正に側溝に流れるための対応など、施設の一部改修費用を新年度予算に計上している。それ以外の通常の運営経費については、前年度並みの予算を計上している。

今井久敏委員長

獣医師の補充などは考えているか。

食品生活衛生課長

獣医師については、適正配置に努めていきたい。

古市三久委員

健康問題について引き続き質問する。

12月定例会の委員会で、県立医科大学の症例データベースにアクセスするよう意見を述べたところ、部長は、県民の健康に役立つ活用を考えながら、県立医科大学と意思疎通を図り、県民に説明すると答弁したが、その後の進捗状況を聞く。

県民健康調査課長

12月定例会の委員会において委員から話のあった県立医科大学における研究計画については、診療部門の研究であることから、自動的に把握できないものである。研究結果が出た後に、福島県「県民健康調査」検討委員会（以下「検討委員会」という。）等で報告を依頼するなど、機会を捉えてわかりやすく県民に説明していきたい。

古市三久委員

症例データベースが県立医科大学にあることは承知しているか。

県民健康調査課長

症例データベースについては、先ほど説明したとおり、診療部門の研究内容であることから、県としては把握していない。

古市三久委員

症例データベースについては、県立医科大学の研究費助成事業で助成を受けた研究、「小児甲状腺がんの分子生物学的特性の解明」において構築されたものである。2016年3月現在で県立医科大学に128例の手術症例があり、腫瘍径、年齢、リンパ節転移の有無、病理組織学的所見などの情報を一元的に管理するデータベースを構築したとある。

この研究費は県民健康調査から支出されたものではないが、県民健康調査と全く関係のないところで行っているものではない。県立医科大学で手術した方の症例は全てそこに入っており、事故当時4歳児の手術例を把握していなかった問題があるが、この症例データベースを見れば明らかである。

本当に県民の利益や健康を考えるのならば、症例データベースを県として把握していく必要があると思う。

また、県民健康調査データベースは2次検査までのことしか入っておらず、2次検査以降の状態について、県は門外漢になっている感じである。個人情報などの制約はあるにしても、県はそれを把握し、どうなっているか、できるところまで説明する役割があると思っている。

12月定例会の委員会の際、部長は、意思疎通を図り県民に説明すると答弁したが、今の説明は全くそれを考慮しておらず、何もやっていない。聞いてみたら、それは個人情報でなおかつ診療情報であるから、あなた方はいわゆるアンタッチャブルだと言われたわけである。本当にそれでよいのかと私はこの前から聞いている。

膨大な金を使って健康調査を行っているのだから、症例データベースも含めて、しっかりと把握して説明する必要があると思うが、どうか。

県民健康調査課長

質問の研究については、先ほども説明したとおり、外科手術による診療部門の研究であることから、県として自動的に把握できないものである。

ただし、研究の成果は重要であり、今後、県民の健康に役立つものと考えているため、研究結果が出た後に検討委員会等での報告を依頼するなど、機会を捉えてわかりやすく県民に説明していきたい。

古市三久委員

中身がどうこうという問題ではない。どこの誰が甲状腺がんで、AなのかBなのかではなく、少なくとも手術をした人が何例あるかを把握して、リアルタイムで県民に知らせたり、検討委員会で報告していく必要があるのではないか。

診療情報の個人情報までアクセスすることはなかなか無理な話である。そうではなくて、4歳児について把握できていなかったような事態を起こさないために、128症例が入っているデータベース、これからどんどんふえるかもしれないが、それを把握してデータを県民に知らせることが必要なのではないか。

その見解が少し違うが、部長に聞く。

保健福祉部長

データベースに入っている症例の分析について、県立医科大学ではどのぐらいの手術症例があるかなどの調査をすると

医大から聞いている。その結果についてはまだ報告がない。

古市三久委員

それは、2年ぐらいかけてやるとの話なのではないか。

県民健康調査課長

質問については、県民健康調査甲状腺検査集計外の甲状腺がんの件だと思うが、部長の説明にもあったとおり、学内の調査を進めているので、できるだけ早い時期で検討委員会に報告してもらおうよう、きょう指摘があったことを含めて県立医科大学に話をつないでいきたい。

古市三久委員

よろしく願う。

また、県民健康調査データ管理システムがあって、県民健康調査結果のデータが蓄積されているが、2次検査によってがんと診断されて手術した患者のデータはここには入っているのか。

県民健康調査課長

検討委員会で報告している手術症例については、県立医科大学の症例である。

古市三久委員

そうではなくて、県民健康調査のデータ管理システムについて、2次検査でがんや経過観察となって、例えばがんで手術をした方のデータは、そのデータベースに入っているのか。

県民健康調査課長

診療情報に当たるため、県民健康調査のデータベースの対象外となっている。

古市三久委員

どこまでが診療情報なのかよくわからないが、県民健康調査の2次検査でがんと診断されて手術をした場合はデータベースに全く入っていないのか。それは全くの診療情報で、県立医科大学であれば、いわゆる症例データベースにしか入っていないのか。

県民健康調査課長

診療情報については、県民健康調査のデータベースの範囲外である。診療情報に当たる県立医科大学での手術症例と、県民健康調査後との関連性については、現在医大で調査が進められている。

古市三久委員

県民健康調査データ管理システムは、県もアクセスできるのか。

県民健康調査課長

県はデータベースにアクセスできない仕組みになっている。

古市三久委員

県が委託して金を出してつくっているのに、アクセスできないのはおかしいと思う。県民の健康を守ることが所管の県民健康調査課、県がそこにアクセスできない。県民健康調査のデータは、課長が述べたように診療情報ではないが、アクセスできないのは非常に問題だと思う。

また、甲状腺検査サポート事業で医療費を支援している人がいると思うが、その方々のデータも県民健康調査データ管理システムには入っておらず、サポート事業のデータは、恐らく県がほかのパソコンで管理していると思う。それで本当によいのか。

サポート事業は、そのようなデータを蓄積して、将来的に健康管理に生かしていくことになっている。それにも非常に問題が生じてくるのではないのか。

データベースをきちんと管理して、福島県民の健康をどのように把握し、どのように残していくのか、県がしっかりと役割を果たさなければならない。

サポート事業の実施要綱の目的に、保険診療に係る診療情報の収集とある。診療情報の収集を行うのだから、秘密でも何でもない。得られた情報を集計、分析し、その結果を県民に還元することにより、将来にわたる県民の健康の維持増進を図ることとなっている。

つまり、県民健康調査は皆ばらばらで、いろいろ聞いてみると非常に難しく、データの問題等も含めてよく理解できない。大変失礼な質問かと思うが、執行部の何人かは確かにわかっているのかもしれないが、そのほかの人はわかっているのではないのか。

県民健康調査は、出発時点からいろいろな問題があって、私からすれば非常に動機が不純なまま出発している。本当に県民の健康を守ることに役立っているのか。例えば、2次検査で経過観察になった方は、それ以降は捕捉されない仕組みになっており、保険診療となった患者は個人情報だから把握できない。やはり、全て一元的に管理しなければならない。

しかし、さまざまな差別があり、サポート事業で受け入れられない人もいる。

原発事故がなかったら、健康調査など行う必要はなく、私もこのような質問をすることもなく、皆もたくさん予算をつけて面倒なことをすることもなく、私からいろいろ質問される必要もない。しかし、東京電力や政府がきちんとしていれば起きなかったが、原発事故が起きてしまった。

それに対して県民を差別するやり方であってはならないので、県民健康調査の仕組みを変えて、きちんと誰もが捕捉できるように早急に見直していくべきだと思う。同じ福島県で生活していて、被曝して被害者になり、少し間違っただけで違う病院に行ってしまったらサポート事業を受けられない。2次検査で経過観察になって、違う病院に行ったら手術をしたら対象外である。それでよいのか。

同じ県民である。対象者は当時福島県民であること、その一つでよい。そうすれば皆支援を受けることができる。実施要綱を変えるべきと思うが、どうか。

県民健康調査課長

甲状腺検査サポート事業については、県民健康調査の一環として実施しており、県民健康調査甲状腺検査の受診者であって、2次検査機関等で手術した方を対象としている。県民健康調査の枠組みを基本としながら、その枠組みの中で対象者をどのように広げられるかは、国の交付金を活用して実施しているものであるため、国と協議していきたい。

古市三久委員

国と協議するとのことだが、国が責任をとらなければならない。国が原子力発電所の安全神話をつくり上げ、東京電力もそれで来た。確かに国からもらった金だが、基金として積み立てて使っているのだから、所管である福島県がどうするかである。

健康調査はどこでやるかいろいろあったが、前の知事が福島県でやると決定して福島県にしたのである。福島県でやると本県が決めたのだから、本県が決めればよい。

対象者について今課長が答弁したが、県民を差別しないようにするには、当時福島県に住所があった者とすれば全て問題なく解決する。そのように対象者を変えるべきと思うが、部長に聞く。

保健福祉部長

現在のサポート事業の枠組みで問題がある部分については、国と協議しながら進めていく。当時県民であった方が甲状腺がんであることだけをもって、それを全部サポート事業の対象とできるかどうかも含めて検討する。

古市三久委員

これは福島県のための健康調査で、福島県のサポート事業である。他県の人を対象にしてくれと言っているのではない。本県で苦しんでいる人がいて、医療費もかかっているのだから、福島県民を対象者にして救済してほしいと述べている。難しい話ではない。対象者を当時福島県にいた人とする事について、国とよく協議して、なるべく早い時期にしっかりと問題を解決してもらいたい。

次に、学校の検査はいろいろ問題があって、やめるよう言う人もいるし、続けるべきとする人もいるが、今の議論について県はどのように考えているか。

県民健康調査課長

今月5日の検討委員会において、委員から甲状腺検査の不利益についての事前説明が不十分との指摘があったが、検査の実施に当たっては、これまでも検討委員会で議論した上で実施していることから、事前説明の件については、今後、甲状腺検査評価部会で検討することになると考えている。

平成30年度の学校検査については、現段階では予定どおり実施したい。

古市三久委員

学校検査については、いろいろ意見があって縮小しないように求める請願もある。

第29回の検討委員会において、課長が、県民の健康を長期的に守る観点から、継続して甲状腺検査は実施していく予定だが、検討委員会評価部会の意見を踏まえて変更が必要であれば変更していくこともあると思うと述べている。基本的には、従来の県民健康調査を継続していくとのことであるが、「だが」というところが問題である。

評価部会の意見を聞くのはよいが、県のスタンスはどうか。県が委託して、県民の健康を守るために実施しているものであるから、県がどのようなスタンスで委託するのが求められる。

県民の健康を守るということであれば、学校検査についてはしっかりと継続してほしいと強く述べておくが、学校への負担が多いとの指摘もある。そうであれば、負担を軽減する方策を考えるべきだと思う。例えば養護教諭が、学校で誰がどうなったかわからず、対応に困っているとの声もある。

そのため、養護教諭への情報提供や、負担を軽減する方策について考えていくべきと思うが、その2点についてはどうか。

県民健康調査課長

学校検査については、今後教育委員会と協議し、よりよい検査の方法を検討しながら進めていきたい。

古市三久委員

そこまでしか答弁できないのであればやむを得ないが、そういった声を真摯に受けとめ、しっかりと取り組んでもらいたい。

鈴木眞一先生は、甲状腺検査は検査の検診ではなく、健康診断の健診だと述べている。つまり、特定の病気を早期発見する検診ではなく、健康状態を調べる健康診断だと、放射線被曝という背景のもとで急激な甲状腺がんの増加があるかどうかを見ていく健康診断の範疇だと述べている。そのため、学校はさまざまな健診があると思うが、その中に組み込んで行うことも一つの方法だと私は思っている。

その辺について検討してもらいたいが、どうか。

県民健康調査課長

県民健康調査甲状腺検査については、インフォームド・コンセントの問題もあるため、同意を得た方に限って検査を実施している。学校の健康診断のように、全員に検査を課すのは困難と考えている。

古市三久委員

その考え方が違う。鈴木先生によれば、病気を調べる検診ではなく、健康診断だと述べている。例えば身長や体重をはかる際、いちいちその人によいか悪いかは聞かない。それと同じだと言っている。

甲状腺検査は原発事故の由来で実施しているもので、原発事故がなかったらやる必要はない。その特殊性を考えて健康診断をすとならないとだめである。その辺については、しっかりと今後とも考えてもらいたい。

また、新しい受付票は、6回まで診察欄があるのか。

県民健康調査課長

詳しいことは把握していない。

古市三久委員

これはどこが担当か。

県民健康調査課長

県立医科大学の様式であるため、質問については医大に確認したい。

古市三久委員

なぜ6回になったのか、確認して後で教えてほしい。

また、鈴木先生の論文などを見ると、小学校低学年の子供は、穿刺細胞診をおくらせているようなことを述べている。こうした子供はすぐに一般の保険診療にするのではなく、診察の欄をふやして健康調査の範囲で経過観察を進めるべきで、検査の範囲を広げれば医療費の負担が軽減され、患者にメリットがあるとのことである。

経過観察中ががんになり、手おくれになった人もいるため一概には言えないが、経過観察の症例がふえて、低年齢のデータが収集できないことも懸念されると指摘している人もおり、その辺について県はどのような考えか。

県民健康調査課長

手術するか経過観察かの判断については、病理診断を厳格に実施しているため、その中での医学的な判断によるものと考えている。

古市三久委員

今、過剰診断という言葉がある。

鈴木先生は、甲状腺診断ガイドラインに基づいて診断し、過剰診断との批判を受けないように厳格にやっていると述べており、私は過剰診断には当たらないと思っている。一方で、経過観察をむやみにふやしているということもある。

県民の健康状態を考えたときに、どうするのがよいのか私もよくわからないが、厳格に、手おくれにならない対策を検討委員会等の場で県立医科大学に求めていくべきと思うが、どうか。

県民健康調査課長

過剰診断の問題については、継続して甲状腺検査評価部会等で議論している。委員指摘の件については、県立医科大学につなぎたい。

古市三久委員

第30回の検討委員会で、県民の声を聞くことについて話があったが、県としては、県民の声をどのように聞いて反映させるのか。

県民健康調査課長

県民健康調査に関しては、県民からさまざまな意見や要望が寄せられており、これまでも検討委員会委員に適宜報告している。今回の検討委員会でも委員から発言があったため、今後も適宜対応したい。

古市三久委員

誰の声を聞くかについてもいろいろと議論になるところだが、県が県民の声を幅広く聞き、検討委員会にその声を伝えることはしっかりやってもらいたい。

また、検討委員会に県民の代表が入っていない。そのような人も入れて、県民の声を聞く必要があると思うが、どうか。

県民健康調査課長

先ほども説明したように、県民からさまざまな意見や要望が寄せられており、代表的な意見を述べる委員を選定することは難しいが、委員には県内の事情に精通した専門の方々がいるため、今後とも、県民のさまざまな意見を聞きながら、検討委員会の議論に反映させていきたい。

古市三久委員

よろしく願う。

次に、甲状腺検査実施計画で、これまでは「子どもたちの健康を長期的に見守るために、現時点での甲状腺の状態を把握するため」とあったが、4巡目では「現時点での甲状腺の状態を把握するため」という目的が消えている。この削除について、県は承知しているのか。

県民健康調査課長

4巡目の計画の目的については、基本方針は特に変わっておらず、資料の表現で県立医科大学と県との間で事務的に文言修正したものである。この件については、今後の資料作成において整理したい。

古市三久委員

これは大事なことである。現時点の甲状腺の状態を把握するのではないのか。把握しないのであれば、県民健康調査を実施している意味がない。なぜこれを外してしまったのか。

うがった見方をすれば、県も県立医科大学も確信犯的にやったのではないのか。なぜなら、県民健康調査は子供のそれぞれの甲状腺の状態を把握するために行っている。そうではないのか。なぜ「甲状腺の状態を把握する」という文言をとらなければならないのか。

甲状腺の状態を把握する目的がなかったら、引き続き何億円も金をかけて実施する意味がない。このような基本的なことを抜いてまだ検査を続けるのなら、全く問題である。県民、子供たちを軽視している。

政府で出している復興に向けての文書がたくさんあって、以前は子供を大切にすることが一番上に挙がっていたが、だんだんそれがなくなってしまい、イノベーション・コースト構想などが出てきた。それと同じで、これはだめだと思う。この目的がなかったら、この検査はやめたほうがよい。

甲状腺の状態をきちんと把握し、次のステップはどうなるか、県が子供たちの健康を確認して安全にしていく、これは予防原則である。部長はどう思うか。

保健福祉部長

古市委員指摘のとおり、4巡目となると、今までと変化があるかどうかを調べていく必要は当然あるため、その時点の状況がどうなっているかは出発点になり、ないがしろにはできないと考えている。

古市三久委員

したがって、どうするのか。

県民健康調査課長

目的の文言については、もとに戻すこと、あるいはもとに近い形に直すことを含めて県立医科大学と協議していきたい。

古市三久委員

これほどの金をかけて、このようなことをやっていたのでは、福島県が笑われる。笑われないようによく検討し、本県の子供たちが安心して生活できる、あるいは大人になって福島県を支える、そのような環境を、我々も含めて県はつくらなければならない。そのために将来の福島県をどうするか皆議論している。

その意味から、これは全く基本中の基本であるから、直ちにもとに戻してきちんと取り組んでほしい。よろしく願う。次に、20歳以上の節目の検査を5年にしたが、その理由は何か。

県民健康調査課長

甲状腺検査の頻度については、検討委員会で議論した上で実施している。また、臨床医学的、疫学的にも5年に一度は十分な検査間隔であると聞いているため、引き続き現在の枠組みで検査を進めていきたい。

古市三久委員

がんの進行が非常に早いと言われている。例えば2巡目で71例があって、既に51人が手術をしている。1巡目は、5mm以上が5人、5mm以下が7人、2mm以下が25人、全くなかったのが33人で、大半はがんの兆候がなかったと言われている。ところが、子供のがんの大きさの平均は11.1mm、最も大きいのが36.5mmで、わずか2年間で3cmもがんが大きくなったとの指摘もある。そのため、本当に5年でよいかの問題がある。

本県のがんは、非常に成長が早いと言われており、県には県の知見があると思うが、そのような知見もある。安全・安

心を確保する意味で、もっと間隔を狭く、2年程度の間隔で実施するべきではないか。

県民健康調査課長

甲状腺検査の頻度については、先ほども説明したとおり、検討委員会での議論を経て実施しているため、本日、委員から指摘のあった点については、県立医科大学ないし検討委員会の座長に報告したい。

古市三久委員

よろしく願う。

次に、再発について、県はどのように捉えているか。

県民健康調査課長

先ほども説明したとおり、診療情報に当たる部分であるため、どのように捉えるかについては、県としてはコメントできない。

古市三久委員

再発も結構している。診療情報であるとのことだが、再発して非常に苦しんでいる方がいる。県としては、再発の実態についてきちんと把握し、県民の安全・安心、健康を守る立場でしっかりと対応してもらいたいが、どうか。

県民健康調査課長

引き続き、甲状腺検査を適切に実施することで対応していきたい。

古市三久委員

適切に実施して対応すると述べているが、適切でないから問題になっている。適切であれば、このようなことを議論する必要はない。私は、今の状態は非常に問題があると思って質問しているので、そのことについて十分認識してもらいたい。

次に、アイソトープ（以下「R I」という。）療法について、これは甲状腺を全摘した人しかできない療法で、県立医科大学に9床ある。

非常に金がかかるため、やめたいという病院もあるようだが、全国130床のうち9床が医大にある。医大に9床もつくったのは、そのような治療が今後ふえるからつくったのではないか。

この治療は、37億Bq、つまり3,700Bqの100万倍のカプセルを飲む。これはベータ線だけでなく、ガンマ線も出るため、近くにいる人も被曝してしまう。

1週間程度、鉛の部屋に隔離して、体内の残存量を測定して500MBq以下になったら退出する。退院後は数日から数週間、子供や妊婦には近づいてはならない、1人で寝る、風呂は最後、洗濯物は別、半年以上は妊娠を避けるという制限がある。効果がないとこれを何回もやる。

問題点はガンマ線を出すことであり、9割が甲状腺に集まるが、その他の臓器にもいってしまい、2次がんの発生やさまざまな副作用が懸念される。

隔離する退出基準500MBqまで下がるには、少し時間がかかるが、1週間で出ていってもらっており、そうなると、出ていってから周りの人を被曝させるおそれもある。

再発した人で、このような治療をしている人もいる。過剰診断だと言う人もいるし、いろいろ意見があるが、この甲状腺がんというのは大変なことなのである。

このようなR I 治療の人に対して、サポート事業は機能するのか。

県民健康調査課長

R I 治療の詳細については把握していないが、サポート事業の要綱の範囲内であれば対象になると考えている。

古市三久委員

後で調べて教えてほしい。こうしたことについて県はしっかりと把握し、周知もしなければならぬと思うので、よろしく願う。

次に、甲状腺検査の順番について聞く。

セシウム線量が高かったところから始めたと話があったが、甲状腺サーベイメーターモニタリングの最高値がいわき市であったのに、いわき市の検査の順番が後になったことについて、その理由を説明願う。

県民健康調査課長

先行検査の件だと思うが、平成23年度から実施している先行検査の実施時期については、まず、避難区域等指定市町村で検査を開始し、23年3月時点の環境放射線のモニタリング結果の高かった市町村順に検査を実施することが当時の検討委員会です承されている。

古市三久委員

これは問題なかったとの理解でよいか。

県民健康調査課長

当時、甲状腺検査等に携われる人材が少なかったこともあり、モニタリング数値の高かった緊急性の高い市町村順に実施した。

古市三久委員

簡単に言えば、やむを得なかったということである。それではよくないが、次の質問に移る。

事故当時、三春町が安定ヨウ素剤を配った後で県が回収しようとしたことはあったのか。あったとすればその理由は何か。

部参事兼地域医療課長

事故当時、国から安定ヨウ素剤の服用指示は出ていなかったため、服用による副作用等のおそれがあることを踏まえ、住民への配布中止等、回収の指示を行った。

古市三久委員

当時は副作用等のおそれもあることから服用しないとの判断だったと思うが、今の時点で同じことが起きた場合、どのような対応になるか。

部参事兼地域医療課長

原子力災害については、基本的に国の原子力災害対策本部からの指示により、安定ヨウ素剤を服用することになっているため、事業所からの距離等を勘案した上で判断することになると考えている。

古市三久委員

問題がいろいろあるため、国においては安定ヨウ素剤の服用について改善したと思う。本県においても安定ヨウ素剤は備蓄しているのか。

部参事兼地域医療課長

安定ヨウ素剤の配布については、昨年度、原子力災害時における行動計画を改正する際に見直しを行い、30km圏内の市町村役場等へは県が配備を継続し、50km圏内の市町村については国が人口分の備蓄を行う形に移行することにした。

古市三久委員

あのような事故が起きたときに本当に安定ヨウ素剤を配布できるのか、誰が配布するかの問題もある。

なおかつ、3・11の際は服用の指示がなかったため、皆服用していないと思うが、それでよかったのかとの問題がある。その点について緩和されてきたと思うが、今までどおり国の指示がない限り服用しないことになっているのか。

部参事兼地域医療課長

安定ヨウ素剤の服用については、毒劇物であるため副作用のおそれがあることは間違いないと考えている。服用のメリット、デメリットを勘案しながら、状況に応じて判断されると考えている。

古市三久委員

要するに、以前と変わっていないということである。また、当時の三春町に対する対応についても問題はなかったと理解した。

次に、事故当時、県立医科大学から県に対して安定ヨウ素剤4,000錠の要請があり、県立医科大学は医大関係者に配布したとの報道があったが、これは事実か。県の見解を聞く。

部参事兼地域医療課長

県立医科大学附属病院については、当時、本県における2次被曝医療機関という位置づけになっていた。

また、災害時医療のDMATの拠点本部でもあり、県民の被曝医療や災害救急医療の拠点として確保する必要があったため、4,000錠を配備した。

古市三久委員

県立医科大学の方は皆、服用したのか。

部参事兼地域医療課長

県立医科大学における服用の指示については、医大の災害対策本部において決定されたと聞いている。

古市三久委員

今の地域医療課長の答弁は、県民をないがしろにしている答弁だと思う。医療従事者は大事であるから配った。それ以外の人は大事ではないと言っているのと同じである。本当は県民に配布し、それを服用するかどうかの判断はその次の問題である。

県立医科大学には安定ヨウ素剤を配ったが、その服用は医大の判断であり、県としてはあずかり知らないとの答弁であ

る。医者は重要だから配り、県民には配らなかったというのはいかがなものか。訂正したほうがよいのではないか。

そのような考えが県にあったとすれば、県民軽視、県民無視である。これでよいのか。最後は医大の先生が本県に残ればよい、あとはどうなってもよいということである。そのようなことでよいのか。

部参事兼地域医療課長

昨年、環境放射線量の状況により配布地域を50km圏内とし、市町村への配布や国による備蓄を進めている。

古市三久委員

それはそれとして、先ほどの発言はまずいと思う。平たく言えば、県の都合、県の仕組みでやったということである。50km圏内の話は後からの話かもしれないが、いずれにしてもそのような問題ではないので、今後はそのような判断をしないように強く申し入れておく。

次に、甲状腺がんについて、地域がん登録に移行して、がん登録を活用することになったと思うが、どうか。

県民健康調査課長

現在、甲状腺検査評価部会において、手術症例の把握について、先ほど説明した県立医科大学での手術症例の調査、それから、地域がん登録や全国がん登録を活用してはどうかと議論されている状態である。

古市三久委員

甲状腺がんも、地域がん登録で扱ったほうが県民健康調査でいろいろ言われることがないからよいということだと思うが、違うか。

県民健康調査課長

県民健康調査の枠組みでは手術症例の把握が困難であることから、がん登録を活用してはどうかとの意見が部会からあった。

古市三久委員

それに対して県はどう思っているのか。

県民健康調査課長

甲状腺評価部会での議論の推移を見守っていきたい。

古市三久委員

それも一つの答弁だが、何のために甲状腺検査を実施しているのかが問われる。

地域がん登録は、来年度の当初予算で3,800万円で、甲状腺検査は8億円くらいかかっている。8億円かけても把握できないのはいかがなものか。

県民健康調査で1,000億円の金があって、今700億円が残っていて、300億円は使った。その金を本当に県民のために効果的に使っているのかが問われてくる。その点についてしっかり取り組んでもらうことを願い、とりあえず甲状腺がんについての質問は終わる。

保健福祉部長

いろいろと質問いただき感謝する。

古市委員の発言について、さまざまな論拠があることも非常によくわかった。一方で、検討委員会や甲状腺検査評価部会、また、国際的にも依頼しながら、現在、世界中の知見でどうあるべきかを議論している。委員の意見も参考にしながら、よりよい方向にしたい。

遊佐久男委員

HACCPについて先ほど宮下委員からも質問があったが、今後のことを一般的事項の分野で質問する。

平成30年度予算によると、事業の財源として国の補助が10分の10とあるが、特に本県で要望した部分で、他県と違って風評払拭について考慮されている点はあるか。

食品生活衛生課長

国の地方消費者行政推進交付金を活用して、今回のHACCP導入普及事業を行う。食の安全・安心をHACCPの導入によって強化し、国際標準に近い形までレベルを上げることで、風評払拭にも同時に対応する趣旨で、この補助をもらう形になっている。

遊佐久男委員

本県の特事情や風評払拭の部分は、余り考慮されていない国庫補助金なのか。

食品生活衛生課長

風評払拭も含めて、HACCPで信頼を確保していくものであると理解願う。

遊佐久男委員

本県の場合、風評については完全に特事情であり、その意味で、復興の対応はほかの県と全く違うと思う。しっかりとその部分をもっと前面に出していかないと、本県の独自性が出てこない。

答えられないかもしれないが、この国庫補助事業について、平成31年度以降の部分はどうなっているか。

食品生活衛生課長

先ほど言葉足らずの部分があったが、基本的には、県産食品の安全を確保することと、震災後6年以上が経過しても依然として風評があることから、それらを大きな理由として、消費者行政推進交付金に申請した。

平成31年度以降については努力していきたいと思うが、どのような状況になるかは現段階では述べられない。

保健福祉部長

風評払拭対策、また、オリパラの対策としてもHACCPとGAPをうまく連動させながら、逆に言えば本県の優位性を出していくよいチャンスだと思っている。農林水産部等関係部局とよく相談しながら、前向きな対応ができるよう、一生懸命頑張っていく。

遊佐久男委員

農林水産部との連携についてはこれから質問しようと思っていたが、農林水産省においても、普及のロードマップを策定して実際に進めようとしている段階だと認識している。そういった関係で、しっかりと対応することを願い、HACCPについては終わる。

次に、医療、介護人材の育成について聞く。

まず、医療人材育成の部分で、医療計画に平成29年度の目標数値が出ているが、それらに対してどれくらいの達成率になりそうか、また、今どう考えているのかを聞く。

医療人材対策室長

医療人材の確保に関する目標と達成状況であるが、医師については、人口10万人当たりの医師数を指標としている。現行の第6次医療計画では200人を目標としているが、現状値はそこに達成していない。直近では、平成28年末の人口10万人当たりで本県は195.7人で、目標に対していま一つであり、まだまだ必要な取り組みをしっかりと行っていかなければならない。

看護師については、看護職員の需給計画をつくっており、その目標値が医療計画の目標値にもなっている。現行計画の評価としては、28年末の目標が常勤換算2万3,625人のところ、実績が常勤換算2万3,408人、達成率は99.1%となっている。

遊佐久男委員

職種や地域によって格差があると思う。目標を達成するための予算を立てているとは思いますが、引き続きこの辺をきちんと公表しながら努力してもらいたい。

また、介護人材については、数字的な部分が見つけられなかったが、どのようになっているのか。

社会福祉課長

介護人材については、平成25年度からプロジェクトに取り組んでいる。

この事業にはイメージアップなどの部分もあるが、実際の確保に結びついたところでは、住まいの支援や就労支援金、中堅介護職員の勤務に対する支援といった各種事業がある。25～29年度の5年間で、予算上は2,658人を確保する事業に取り組み、30年1月末の実績で2,250人が実際の雇用に結びついている。

高齢福祉課長

介護人材の需給について説明する。

現在、第8期の高齢者福祉計画を作成している。その中で大体の予想を立てており、平成32年の介護職員の需要が3万7,622人と推計している。27年度に国が推計した本県の介護人材は2万8,933人となっており、32年までに約9,000人を介護職員に振り向けなくてはならない計画になっている。

遊佐久男委員

介護福祉専門学校に行ったとき、入学する学生も、卒業して介護士になる人も毎年どんどん減ってきており、まだまだ対策が足りないと感じた。特に2025年のピーク時の需要を考えると、大変厳しい状況とも言われているため、しっかりと対応してもらいたい。

川田昌成委員

今の質問と少し関連があるかもしれないが、高齢化社会と言われると、早く死になさいと言われていて感じがして、できるならば長寿社会のほうが言葉としてはきれいに感じる。

ひとり暮らしについて、晩婚の問題があったりして、私は子供もいないため、あすは我が身という言葉が身にしみるが、県として、県内のひとり暮らしの実態調査はしているか。

高齢福祉課長

高齢者のひとり暮らしについては、平成27年に国勢調査が実施された。その際、本県は全世帯で73万世帯ほどあり、そのうち65歳以上のみの世帯が22万8,000世帯、ひとり暮らし世帯が7万7,500ほどの世帯数と出ている。

川田昌成委員

国でも、ひとり暮らしに対する地域を挙げての支援や見守り隊など、いろいろな形で取り組んでいるが、県としてもその辺の方向づけは何かしているか。

高齢福祉課長

ひとり暮らしの高齢者については、見守りをする必要があるため、民生委員や老人クラブによる見守りを行っている。また、県の補助事業でも、高齢者を中心に見守り活動や健康づくり活動を実施することになっている。

地域包括ケアでも、在宅でそのようなフォローをしていくとされているため、それらの施策を総結集して、ひとり暮らしとなっても安心して暮らしていける地域包括ケアシステムの構築を目指していきたい。

川田昌成委員

見守り隊はあるが、地域によっては見送り隊といって、誰も見送ってくれる人がいないから、自分のときには皆で見送ってくれないかと言っていたら、だんだん見送る人が少なくなってしまい、坊さん1人で見送ったなどという話が、笑い話のようだが実際にテレビや雑誌に出ていた。

世の中は我々の想像以上に変化が激しくて、既成概念が通用しない社会になっている。それだけに、「昔はよかった」ではないが、ピンチをチャンスにする意味でも、今こそ地域のあるべき姿、きずなということを原点に戻って考えなければならぬ。

ただ便利や効率的がよいという社会では、いかなるものか。命や生きがいについて考えたら、もう少し社会のあるべき姿に視点を置くことも必要ではないかと感じたため、とりあえず述べた。答弁は不要である。

とにかく、我が福島県は大変な時期なので、「よし、やってやるぞ」という意気込みで、本県の未来に向かって、知事を先頭に、福島県一丸となって、さすが福島だという心意気を見せてほしい。

古市三久委員

生活保護について聞く。

本会議における生活保護に関する質問について、部長は「一般低所得世帯の消費実態との乖離部分を調整するとともに、近年の物価動向や地方の意見を勘案した見直しが行われているところであり、適切に生活保護基準が定められるものと認識しております」と答弁した。

今回の見直しは、低所得者の所得低下が基本にあると思う。これは、本末転倒ではないか。本来は経済政策の失敗だと思うし、アベノミクスが滴り落ちなかったのだと思う。そのようなときに政治が本来やらなければならないことは、日本国憲法第25条で「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とされているのだから、再分配機能を発揮し、国民の最低限の生活を守ることでなければならない。

先日の部長答弁における一般低所得世帯の消費実態について、県はどのように認識しているのか。

社会福祉課長

生活保護基準については、国の社会福祉保障審議会生活保護基準部会で一昨年5月から検討が行われ、その結果を踏ま

えた形で今回の基準が提示されている。県としては、国の定めた基準は適正に判断されているものと認識しており、今後、基準が示された段階でその執行に努めていく。

古市三久委員

答弁にある「一般低所得世帯の消費実態」は上がっているのか、下がっているのか、どのように認識しているか。

社会福祉課長

今回の基準については、世帯構成により上がるもの、下がるものがある。

古市三久委員

生活保護の中身は、それによって上がったり下がったりする。それはそのとおりで、たしか四十何%が上がり、六十何%が下がると思う。

そうではなく、答弁では「一般的低所得世帯の消費実態の乖離」と述べている。つまり、一般消費が下がっているから下げるのではないのか。

社会福祉課長

国の検討では、一般低所得世帯との均衡を図る形になっている。国は、夫婦と子一人の世帯をモデルに検討が進められている。

古市三久委員

この答弁をする際に、どのように判断したかを聞いている。

一般消費実態との乖離とは、下がっているとの認識なのか、それとも上がっているとの認識なのか。

社会福祉課長

地域性により、上がっている場合と下がっている場合がある。

古市三久委員

消費実態が上がっている地域と下がっている地域があるのか。それはどこなのか。

社会福祉課長

国においては具体的に個別の基準を示しておらず、あくまでも国の基準は統計値であり、幾つかの地域性によって大きなグループ分けをして基準を定めている。

古市三久委員

近年の物価動向はどのような状況か。

社会福祉課長

それについては具体的な数値を持っていないが、国の社会保障審議会生活保護基準部会では、そういったものをもとに判断し、適正に基準額を算出していると考えている。

古市三久委員

答弁にある「地方の意見」とは何か。

社会福祉課長

全国知事会や全国の市町村の代表等が国の研究会の中で意見交換していると認識している。

古市三久委員

全国知事会は、所得が下がっているから生活保護や生活扶助費も下げろと意見を述べているのか。

社会福祉課長

全国知事会から国に対する要望では、貧困対策の推進という大きなくくりの中で、生活保護制度については国と地方の役割分担を最低限堅持して、真に保護が必要な人が適切に受給できる制度を堅持するよう求めている。

古市三久委員

その要望と生活保護基準を下げることは何かリンクしているのか。

社会福祉課長

国と地方公共団体の意見交換において、先ほど述べた貧困対策として生活保護制度も含め、適正な保障ができる制度を維持するよう求めていると認識している。

古市三久委員

生活保護を維持するためには下げることがもやむなしということか。

社会福祉課長

今回の生活保護基準の見直しでは、ケースによっては上がる世帯と下がる世帯があり、一律に下がる形ではないと認識している。

古市三久委員

日本の貧困ラインは、上がっているのか下がっているのか。

社会福祉課長

申しわけないが、その数値は把握していない。

古市三久委員

OECDが調べた2015年の我が国の貧困ラインがある。主要国は押しなべて上がっているが、唯一日本だけ下がっている。

何年か前にも生活保護基準を下げ、また基準を下げる。生活保護を受けている方にとっては、非常に生活が苦しくなると思う。国が決めているのだから、社会福祉課長が悪いと言っているわけではないが、社会福祉課が担当の内容であるため聞いているだけである。

安倍総理大臣は、一般低所得世帯の消費実態との乖離の是正のために下げると言っている。しかし、生活扶助費は下げ

ないと言っている。国はそのような答弁をしている。

社会福祉課長としては、本県に置きかえるとどのようになると思うか。相対的に下がるのか、上がるのか。先ほど、上がるどころも下がるどころもあるとの答弁だったが、それをならずと上がるのか、下がるのか。

社会福祉課長

まだ具体的な数値として認識していないため、申しわけないが相対的な結果について答えることはできない。

古市三久委員

私が質問したことについて、後ほど調べて教えてもらいたい。

生活保護受給者のうち何%の方が上がり、何%の方が下がるのか、相対的には何%が上がるのか下がるのか教えてほしい。

今井久敏委員長

資料の提出は可能か。

社会福祉課長

申しわけないが、国から具体的な生活保護基準が示されていないため、できるとは言えない。

古市三久委員

課長は先ほど、上がる部分と下がる部分があると述べていたが、何を根拠に述べていたのか。

社会福祉課長

国が予算要求する中で、一般的なモデルケースとして示されていたものを参考に説明している。

古市三久委員

その資料を参考に作成すればよいのではないか。それを参考にして本県の生活保護者がどのぐらいいて、どのような世帯構成になっていて、その中でどのぐらいの方が上がって、下がるのか調べればよい話である。

今井久敏委員長

古市三久委員の質問に対して、どのような回答ができるか、資料も提出できないのか、数値も計算できないのか、改めて部内でよく検討の上、回答してほしい。

社会福祉課長

部内で検討した上で回答したい。

古市三久委員

よろしく願う。

厚生労働省は、生活扶助は最大で5%、平均で1.8%削減、削減総額は210億円で、7割の生活保護世帯で基準が下げられるとしている。

そこで、210億円は全て国の予算なのか、県費も含まれているのか。

社会福祉課長

基本的に国費である。

古市三久委員

全て国から来る予算で生活保護が行われているということでよいか。

社会福祉課長

訂正する。4分の3が国で、4分の1が県及び市の負担である。

古市三久委員

210億円のうち国費が160億円であり、残りは県である。

県が負担する4分の1についても国の交付税が充当されているのか。

社会福祉課長

現時点では承知していない。

古市三久委員

それについても後ほど教えてほしい。

2010年に厚生労働省が発表した報告書によると、生活保護捕捉率について、所得のみで推計した場合は15.3%とされている。

本県における捕捉率はどのくらいか。

社会福祉課長

委員指摘の件は、平成22年に出された「生活保護基準未達の低所得者世帯数の推計について」の結果に係る質問と認識しているが、本県における推計はしていない。

古市三久委員

本県にどのくらいの低所得者がいるか、生活保護を支給してもよい世帯がどの程度あって、その中で受給しているのがどの程度なのかが捕捉率だと思う。調べるのは大変だとは思いますが、いろいろな方法でそれを調べていく必要があると思うが、どうか。

社会福祉課長

生活保護の対象となる方が福祉事務所に申請し、福祉事務所が調査し、その結果に基づいて給付しており、きちんと制度維持されていると考えている。そのため、現時点ではそのような調査については考えていない。

古市三久委員

そのようなことをやっている場合ではなく、もっとやることがあるということかもしれないが、県民の生活がどうなっているかをさまざまな場面で調査し、政策に反映していくことも県職員の仕事だと思うので、ぜひ努力してほしい。

今回の見直しにおいて、子供のいる世帯、ひとり親世帯の減額はどの程度になると見ているか。

社会福祉課長

国から具体的な生活保護基準が示されていないため、本県においてどのような影響があるか現時点では把握していない。

古市三久委員

国の生活保護基準は、いつ示されるのか。

社会福祉課長

国から具体的な提示はないが、制度的にはことしの10月1日から基準が適用されると聞いている。

古市三久委員

6月定例会で再度質問するので、ぜひ準備願う。

また、国によると本県の捕捉率は2～3%だったと思うが、そういった世帯がどのくらいあって、何世帯が減額になっているかもあわせて調べてもらいたい。

古市三久委員

生活保護の不正受給について聞く。

平成28年度は4万4,466件、168億円の不正受給があったとのことだが、本県においてはどの程度あったのか。

社会福祉課長

申しわけないが、手元に数値がないため答えられない。

古市三久委員

今、手元にはないが、数値は把握しているのか。

社会福祉課長

法に基づき返還等を求めた件数は把握している。

古市三久委員

後ほど資料として提出してほしい。

今井久敏委員長

資料として提出できるか。

社会福祉課長

承知した。

古市三久委員

不正受給がどの程度あるのかわからないが、全体的に見ると不正受給件数は大した数字ではないとも言われている。

むしろ問題なのは、国、県、市町村、どの立場が捕捉するかわからないが、生活保護の基準以下で生活保護を受けていない方が山ほどいると言われている。それらの方を捕捉して適切に生活保護を受給してもらう仕組みにしていかなければ

ならないと思うが、どうか。

社会福祉課長

対象者への周知はもちろんであるが、民生委員や児童委員が担当地区に住む方の様子を見ながら、対象者を福祉事務所につないでもらう形で、漏れることのないよう対応している。

古市三久委員

それはもちろんだが、水際作戦と言って、生活保護の受給を撃退しているとの話も聞く。県内においてそのようなことはあるのか。

社会福祉課長

本県の場合は、毎年、6保健福祉事務所、13市の福祉事務所に対して監査を行っており、そのようなことはないと確認している。

古市三久委員

そのようなことがないように、生活保護受給者に対して真摯に適切に対応してほしい。

次に、介護について質問する。

県は、特養の待機者をどのくらいと把握しているか

。

高齢福祉課長

平成29年4月1日現在で、1万137人となっている。

古市三久委員

職員不足で空きベッドとなっているのは、どれくらいあるのか。

高齢福祉課長

職員不足による空きベッドは、現在49床である。

古市三久委員

全体で49床ということは、余り問題ない数と捉えているか。

高齢福祉課長

10月1日現在の特養の入所定員は1万1,393人であるため、それから比べれば49人程度と思っている。

古市三久委員

重複している数もあるかもしれないが、1万137人、つまり入所定員とほぼ同数の方が待機していることは、施設が非常に少ないことになると思う。県の考えはどうか。

高齢福祉課長

この待機者の中には、ほかの施設に入っている方もいる。在宅の方もいて、在宅は約3,900人と推定されている。

古市三久委員

3,900人が実際の待機者との理解でよいか。

高齢福祉課長

実は、県の統計は要支援1、2から数えている。特養の入所者は原則要介護3以上となっているため、要介護3以上となると2,800人程度である。

古市三久委員

要支援1、2から数えているのは、何か理由があるのか。

高齢福祉課長

特別養護老人ホームの入所要件は原則要介護3からであるが、本県の場合はずっと要支援1から待機者数を把握していたため、要支援1からを待機者としてカウントしている。

古市三久委員

以前からそうしていたとのことであるが、実態と合わないことについて指摘はないのか。要介護3以上でないと入れないのだから、2,800人が待機しているとする統計のとり方ではだめなのか。

高齢福祉課長

統計のとり方をずっとそのようにしていたこともあり、要支援1から集計しているが、当然要介護3～5も統計上はとっているため、その数値も把握している。

古市三久委員

県として、それは何かプラスになるのか。

高齢福祉課長

特養については、要介護1、2でも家族や本人の状況によっては入所可能となっているが、原則要介護3からであり、やはりこの2,800人を把握する必要がある。この数値自体は市町村が介護保険事業計画をつくって積み上げる数字になるが、県としても、解消に向けて市町村を支援していかななくてはならないとの認識を持つために統計をとっている。

古市三久委員

2,800人は、適正な数との認識でよいか。それとも、もっと施設をふやしたほうがよいと考えているか。

高齢福祉課長

施設の整備についてだが、介護保険の保険者は市町村である。施設をふやすことは保険サービスがふえることになり、65歳以上の保険料にはね返りが出てくるため、県としては市町村が見込んだ数値を整備していく考えで進めたい。

古市三久委員

つまり、市町村が考える問題で、県が考える問題ではないということか。

高齢福祉課長

県は、市町村が整備したいと言ったときに、地域医療介護総合確保基金で整備を支援していくスタンスとしている。

古市三久委員

実態として、県は市町村から頼まれればやるが、頼まれなければやらないで、それはやむを得ないということである。

高齢福祉課長

繰り返して申しわけないが、市町村がつくっている介護の事業計画に基づいて整備することになっている。県が進んで整備することになると、市町村の保険料にはね返りが出てくるため、市町村と連携をとりながら進めていく必要がある。

古市三久委員

承知したが、入れない人がこれだけいるのだから、県としても、ある程度の方針を持って県民のために取り組むことは必要だと思う。

また、2009年以降、3年に一度、介護職員の処遇改善をしているが、処遇改善に踏み切っていない事業所がたくさんあると聞く。県内の実態はどうか。

介護保険室長

介護職員の処遇改善については、最高月額3万7,000円の処遇改善加算がとれる仕組みになっている。現在、何らかの処遇改善をとっている事業所が91%ほどで、最高額をとっている事業所は3分の2程度となっている。

古市三久委員

処遇改善加算をとっていないところは、どのような理由によるのか。

介護保険室長

国の調査によると、事務手続が煩雑であるとか、他の職種に及ばないことも理由としてあると聞いている。

古市三久委員

問題はたくさんあるが、介護職員の賃金は非常に安い。国は、来年度予算において人材確保で幾らか計上したが、どのような影響があるか。

介護保険室長

国の人材確保の件は国にもう少し詳しく聞けばわかると思うが、現在の状況は承知していない。昨年4月に、処遇改善加算で1万円を積み上げたことは承知している。

古市三久委員

国で予算を計上したことで、それに基づいて県にどういった金があるかなど、どのような影響があるかについてまだわからないとのことである。わかったら教えてほしい。

介護保険室長

申しわけないが、質問の件についてはもう少し詳しく話を聞くと課題がはっきりすると思うので、詳細をお伝え願う。

古市三久委員

承知した。後で確認して伝える。

次に、看護師の確保についてであるが、看護師確保に紹介手数料を払っていることはあるのか。

医療人材対策室長

民間の人材紹介会社がそのような事業を行っており、浜通りの医療機関がそういったものを利用したときに、県でその経費を補助する事業がある。

古市三久委員

新聞に載っていたが、民間会社に紹介手数料を払うのは非常に大変との話である。本県の場合、民間会社に払う紹介手数料を100%支援しているのか。

医療人材対策室長

まず、対象エリアとして、特に確保が大変な浜通り地方のみの事業としている。

それから、同じ浜通りの中でも事業が2種類ある。一つは浜通りにある医療機関が使える補助事業で、もう一つは、特に困難な南相馬市及び双葉郡の医療機関が使える補助事業である。補助率が若干違っており、浜通りの医療機関が使える補助の上限が1件当たり40万円、双葉郡のほうは94万9,000円で、確保の困難さによって補助額に差をつけている。

古市三久委員

医療機関が民間会社に払う金を、どの程度県が補助しているのか。1人1回当たりこの金額でやっているのか。年間どれくらい使っているのか。

医療人材対策室長

平成29年度の実績の暫定であるが、県全体で759万2,000円、人数として94万9,000円掛ける8人分となっている。

古市三久委員

つまり、南相馬市及び双葉郡で8人とのことである。効果についてはどのように考えているか。

医療人材対策室長

看護師のあっせん事業については、民間コンサルタントを活用した補助以外に、県が無料の職業紹介事業を実施している。

具体的には、県の看護協会に委託して、ナースバンクという人材登録制度を行っている。まずは、そこで県内の看護師の就業あっせんを行い、それでもなお思うように集まらない南相馬市や双葉郡を中心とする浜通りに、県の補助支援をしているといった2階層の位置づけとなっている。

古市三久委員

県が行っているナースセンターもあるが、それにはどのくらい支出しているのか。

医療人材対策室長

平成30年度当初で、ナースセンター事業として2,994万円を計上している。

古市三久委員

ナースセンターの効果として、利用者はどのくらいいるのか。

医療人材対策室長

ナースセンターの主な就職あっせん事業は2つある。

一つは、今ほど述べたナースバンクで、ナースバンクに登録してもらい、求人と求職のマッチングをするものである。平成29年1月末のデータであるが、利用者数は2,195名、就業に至った方が138名である。

もう一つは、ナースセンターの職員がハローワークで巡回相談会を行っている。これは、県内各地のハローワークに行き、看護職員のための相談会を設けるもので、29年度については延べ54日実施し、相談件数が222件、就業に至った件数が76件である。これら2つの事業を合わせた就業実績は214名となっている。

古市三久委員

214名がこの事業で仕事についたことは、それなりの効果があったと思うが、県としての見解はどうか。

医療人材対策室長

ナースセンター事業については一定程度効果はあると思うが、県内全体の看護師の充足状況を見ると、震災前から比べて全体数では伸びているものの、やはり地域的に非常に確保が困難で、病棟がフルに開けない病院も一部ある。そういった意味では、まだまだ看護職員を必要としている病院や診療所等が多いため、一層、成果を出せるように取り組む必要があると考えている。

古市三久委員

周知が不足しているのではないかとのお話もあるが、その点についてはどうか。

医療人材対策室長

看護職員の確保に関する全体的なPRについて述べると、ナースセンター事業を看護協会に委託しており、職能団体を通じた周知を行っている。専門職員であるため職能団体に加入している方が多く、そういったPRはしっかりと行っている。

また、当然、県としてもホームページ等で周知するほか、看護職については、県の行政のホームページ以外に看護職員向けのポータルサイトをつくっており、特色あるPRを進めている。

古市三久委員

離職看護師の届け出制度はあるのか。

医療人材対策室長

平成27年10月から始まっており、法的な位置づけは努力義務で、強制ではないところがなかなか悩ましい。集約を県の看護協会に委託しており、離職した看護職員が直接報告する形と、病院などがやめた看護師の情報を本人の了解を得て集約し、代行して看護協会に報告する流れで現在進めている。

古市三久委員

県が独自に実施している浜通りの事業やナースバンクなど、幾つか制度があるが、それらの制度を利用して仕事についての方の離職率はどの程度か。

医療人材対策室長

個別の事業で就職した方の離職率については把握していない。

古市三久委員

ナースバンクなどについてはわかるのか。

医療人材対策室長

個別の事業で就職または再就職の方が、どのくらい離職したかの数字はない。

離職率自体は全国と比較した数字があり、毎年春に日本看護協会が都道府県別に看護職員の離職率を公表している。直近の数字は平成29年4月公表分で、前年の状況であるが、本県の常勤看護職員の離職率は8.2%、全国平均は10.9%で、全国よりは低い。

また、新卒の看護職員も定着するかがよく問題となるが、参考までに、新卒の看護職員の離職率をはかったものは、本県の場合は6.9%、全国平均は7.8%で、全国よりは離職率が低い。

古市三久委員

無痛分娩について、県内でどの程度実施しているかのデータは持っているか。

部参事兼地域医療課長

無痛分娩については、運用上の必要性に応じて各分娩取扱医療機関で判断して実施されており、実施件数その他については把握していない。

古市三久委員

子供をふやして人口をふやす意味では、無痛分娩についても、これから普及などの対応を考えていく必要があると思うが、県の考えはどうか。

部参事兼地域医療課長

無痛分娩については、先ほど述べたように、分娩を取り扱う医療機関の医師と妊産婦が相談した上でどのような形で分娩を行うか、また、医療上の必要性において判断されるべきもので、県として一律に推奨するところまでは考えていない。

古市三久委員

県内で実施している医療機関の把握はしているか。

部参事兼地域医療課長

県立医科大学など大きい分娩取扱医療機関が実施している話は聞いているが、何カ所、どこでというところまでは把握していない。

古市三久委員

日本は、無痛分娩について非常におくれていると言われている。

腹を痛めて子供を産むのがよいのか、痛めないで産むほうがよいのか、その選択になってくると思うが、科学の進歩に伴い痛みを避けて子供を産めるようになったことについて、将来に向けて県としてもそれなりに県民に示していく必要があると思う。

課長は木で鼻をくくったような答弁をしているが、何人が利用していて、無痛分娩で子供を産んだ方はどのような考え方なのか、県内の状況について調査する必要があると思う。その中で、推進できるものであれば推進していく必要があると思うので、これからの課題にして取り組んでもらいたい、どうか。

部参事兼地域医療課長

無痛分娩については、何年か前に、麻酔の使用による事故等が多いことが報道されて問題視された。やはり妊産婦と出生する子供の安全が最優先に考えられるべきであるため、これについては周産期医療協議会等で意見を得ながら検討していきたい。

古市三久委員

よろしく願う。

次に、生活困難者のための無料または低額な料金で診療を行う事業というのが社会福祉法第2条第3項にあるらしいが、この無料低額診療施設が全国的に増加傾向にあると言われている。県内には何カ所ぐらいあるのか。

社会福祉課長

申しわけないが、数字を把握していない。

古市三久委員

わからないのであれば、社会福祉法第2条第3項の生活困難者のための無料または低額な料金で診療を行う施設が県内にどのくらいあるかと、診療所や病院名が明らかになるのであれば、それについても後で調べて教えてほしいが、どうか。

今井久敏委員長

可能か。

社会福祉課長

承知した。

今井久敏委員長

そのように願う。

古市三久委員

子供の件について質問する。

本県の待機児童数は527人で、0～6歳人口1,000人当たりの待機児童数が全国で3番目に多い。これについて、県としてはどのように認識しているか。

子育て支援課長

本県においては、平成29年4月2日現在で県内に616名の待機児童がいることは把握しているが、人率で全国と比較したものは承知していない。

古市三久委員

2017年のものだが、沖縄県が2,047人、東京都が8,479人、福島県が527人で、1,000人当たりだと本県は偏差値が61.29となり、全国3位である。527人だから大した数ではないが、このようなデータについて、県はどのような認識なのか。

子育て支援課長

待機児童の問題については、年々の入所児童申し込みの増に伴い、本県においても待機児童数がふえ続けている。このため、今年度、待機児童が生じた市町村を丁寧に訪問しながら状況確認するとともに、地域ごとに保育の担当課長などを集めて意見交換をしている。

平成31年度末までに県内にいる616名の待機児童を何とか解消するため、30年度において事業を構築した。この事業を有効的に活用しながら、待機児童の解消に向けて取り組んでいきたい。

古市三久委員

保育士は責任が重く、低賃金で、全労働者平均より10万円安いと言われてる。県が金を出して高くするわけにはいかないが、国における補正予算や来年度予算の中で、是正や加算の措置がとられていると思う。それによりどのくらい高くなると認識しているか。

子育て支援課長

保育士の処遇改善については、今年度、勤務7年以上の中堅職員を対象に月4万円、勤務3年以上の部門別リーダーを対象に月5,000円の処遇改善加算が新たに始まった。県で加算認定をしており、今回、県内の事業所のうち74%の施設から処遇改善の申請があった。

施設によっては、ほかの職員との均衡が崩れることであったり、法人において、いろいろなタイプの施設を抱えている中で保育所だけ対応することは難しいとの声もあり、100%に届いていないが、国においてこの処遇改善をもう少し広く改善する動きがある。来年度は100%に少しでも近づくように、施設に対して丁寧に説明し実施に向けて対応していきたい。

古市三久委員

国による要件の緩和は、平成30年度から実施されるのか。

子育て支援課長

平成30年4月からと聞いている。

古市三久委員

延長保育や子供が病気のときの対応、夜間に働く人のニーズへの対応について、県内の実態はどうなっているか。

子育て支援課長

基本的な保育所の開所時間は11時間であるが、何時からスタートして何時に終わるかは、それぞれの園の判断である。

その前後に合わせる形で、7時なり7時半から開けておかないと親の通勤時間に合わない、また、19時ないし20時、21時まで開けていないとということで、基本的な開所時間から延ばして預かっているのが今の保育所の現状である。時間については、それぞれの地域の実情に合わせてこととなると思うが、ほとんどの施設で対応していると承知している。

古市三久委員

子供が病気のときの対応は、サポート事業などが地域であると思うが、それについても、これからしっかりと取り組んでいかなければならないと思う。そのような仕組みはどうなっているか。

子育て支援課長

子育て事業のメニューの中に、病気の子供を一時的に預かる事業として病児保育事業がある。国と県合わせて3分の2を交付しながら市町村に実施してもらう事業であるが、平成29年度においては、7市町村、25カ所で受け入れスペースを確保し、児童を見る専用のスタッフを配置する体制がとられている。

引き続き、整備に対する支援も含めて拡大に向けて取り組んでいきたい。

古市三久委員

これは、ふやすことが非常に求められていると思う。しかしながら、これも保育士が必要になってくる。

病児保育の保育士等についても、確保のために賃金や手当をしっかりとしなければならないと思うが、例えば普通の保育所などと比べて同等なのか、それとも低いのか。

子育て支援課長

施設の状況によって一律の給与ではないと承知しているが、病児保育であれば、医療機関の協力を得て看護師に来てもらうケースもあり、専門職員の配置の仕方もいろいろなケースがあると思うので、先行事例などを他の市町村に紹介しながら普及を図っていきたい。

古市三久委員

各市町村に1～2カ所など、早急に体制を整備してもらいたい。

また、県内で、0～2歳の保育園児はどのくらいいて、出生数のどのくらいの子供が保育園に行っているのか。

子育て支援課長

申しわけないが、年齢別の入所者数のデータは手元がない。待機児童616名のうち、0～2歳が85%の525人という数字は手元にある。

古市三久委員

それは待機児童であるため、実態としてはよくわからない。

3歳になるとほとんどの子供が保育所に行っていると思う。0～2歳で保育所に行っていない子供がどのくらいいるかについて、把握する必要があると思うが、どうか。

子育て支援課長

毎年、入所児童の統計をとっており、平成29年4月1日現在では、例えば0歳児であれば、この年に保育所へ申し込みをした方が2,164名であるといった統計は持っている。

古市三久委員

私が知りたいのは、今、県内に0歳児が何人いて、そのうち保育所に入っているのは何人で、保育所に入っていないのは何人かである。

3～5歳はどのくらい行っているのか。ほとんどの子供は行っていると思うが、そういった数字は把握しているか。

子育て支援課長

0～2歳のうち施設に入っているのが全体のどのくらいいて、残り、自宅で保育所等に行っていないのが何人かであるが、今手元に数字がない。

古市三久委員

手元にはないとのことだが、それはわかるのか。

子育て支援課長

集計をすればわかるので、後ほど提出したい。

今井久敏委員長

後日、集計した形で報告願う。

子育て支援課長

承知した。

古市三久委員

おむつの持ち帰りについて聞く。

保育所の運営費用は、国の給付金と利用者負担となっている。保育所の支出は、人件費、管理費、事業費など、賄い切れない場合は保護者からもらい、上乘せ徴収もする。そのためには、保護者からの同意などさまざまなことがあるが、保護者が使用済みおむつを持ち帰っている園は県内でどのくらいあるか。

子育て支援課長

平成30年に入って、このような課題を承知した。施設ごとの詳細な調査は実施していないが、先日、施設を管轄する2つの協会の会長と話をした際、県内にも園児が使った紙おむつをまとめて、帰る際に保護者に持ち帰らせている園が若干あると聞いている。

古市三久委員

若干とはどのくらいか。

子育て支援課長

話聞いた範囲であるため、それ以上の確たるものはない。

古市三久委員

問題は、保護者に負担をかけないことと、おむつは感染症やはやり病などが懸念されることである。持ち帰るまで、保育所でどのようにして保管しているのかも調べないとわからないが、本当に若干の園だけで終わっているのか、6月定例会で聞くので、その辺を少し時間をかけて調べて報告してほしい。

また、持ち帰りに対して県はどのような見解か。

子育て支援課長

2人の会長から話を聞いた際は、園で保管することになるため非常に量が多く、園の負担が大きいこと、それから経費も大変であるため、保護者に持って帰ってもらう園もあるとのことである。会長2人とも、衛生上の問題、感染症の問題、保護者の問題など非常に問題があり、施設で処理すべきとの考えのようである。

県としても、引き続き園の状況をしっかりと聞いた上で施設の代表者などと意見交換を行い、何ができるかしっかりと考えていきたい。

古市三久委員

おむつの処理には経費がかかるが、保護者から金を徴収しないで処理しているところと、金を徴収して処理しているところがある。その実態もあわせて調査してほしい。

処理の費用について、県が負担することは難しいと思うが、国の給付金の中にそういった経費を組み入れることも必要になってくると思う。今後、国にそのような対策を求めていくことについて、県の考えはどうか。

子育て支援課長

保育園の運営費については、国及び県、市町村が負担金として支出している。この中で、おむつの処理の経費がしっかり見られているかについては、国に確認しつつ、施設側の実態をしっかりと把握した上で、県として物を言うべきところがあれば、しっかりと行っていきたい。

古市三久委員

国に聞いたら、国の給付金には含まれていないが、一般のごみ処理費用は管理費に計上されており、それで処理が可能だと述べている。

そのように一般のごみ処理費用の中で処理している施設はどれくらいあって、保護者に負担してもらっている施設はどれくらいあって、また、保護者に持ち帰らせている施設はどれくらいあるのか、料金も含めて保護者に負担をかけないことが必要であると思うので、その辺について調査を行い、6月定例会で答弁願う。

(3月13日(火) 警察本部)

椎根健雄委員

警39ページの議案第35号、自動車運転代行業認定に係ることについて、県内の運転代行業者数を聞く。

交通部統括参事官兼交通企画課長

現在の県内の運転代行業者数については、平成29年末で328事業所、30年2月末で331事業所である。

椎根健雄委員

先日、ある会合において代行業者から、近年、代行業界で白タク行為やAB間輸送を行っている業者がふえているので、

取り締まりはどうなっているかと話があった。

白タクとは、運転代行業に限らずタクシーなども含め、普通ナンバーの自動車を利用して無資格で営業していること、AB間輸送とは、A地点からB地点に運ぶタクシーの類似行為であるが、代行業者からは、利用者の生命と財産を守るためにも法令遵守を願う、またそういった代行業者もどきを利用しないよう、啓発、啓蒙活動を願うとの声があった。

そこで、白タクやAB間輸送に関する県警の考えや取り締まり、利用者への啓蒙活動について聞く。

交通部統括参事官兼交通企画課長

自家用自動車を用いて有償で旅客輸送を行う白タク行為は、健全な交通環境を阻害する行為であるため、違反情報の収集に努めている。

運転代行業者については、年1回以上、管轄する警察署の警察官が立ち入りを実施し、各種指導を行っている。そのほか、法の担当部局である県の生活交通課、運転代行協会、県警の三者合同で夜間の街頭指導等も定期的に行っている。

なお、平成29年は代行業者による白タク行為を2件検挙しており、不正行為については今後も厳正に対処していきたい。

また、利用者がこういった行為を依頼したり利用したりしないよう、今後は各種講習会や関係機関を通じて広報啓発活動を展開し、適正化に努めていきたい。

椎根健雄委員

これから歓送迎会等で代行業等を利用する場合も多々あると思うので、啓発活動等を含め、取り組みをよろしく願う。

古市三久委員

警10ページのサイバー犯罪対策経費について、約100万円が計上されているが、きょうの本部長の説明要旨からすると額が非常に少ないと思う。どのような取り組みをしているのか。

生活安全部参事官兼警務部参事官兼警備部参事官

サイバー犯罪対策経費として計上した予算については、大学教授などのサイバーセキュリティアドバイザーへの謝金や、携帯電話等の電磁的記録等の解析機器の整備、さらに、警察官がサイバー犯罪捜査を行う上で必要な知識を得るための検定等を行っている。

生活安全部長

補足して説明する。

同じく10ページ、生活安全活動費の説明4に県民の安全・安心を守るネットワーク構築事業として949万5,000円を計上している。その中にサイバーセキュリティリーダー養成講座の委託費として453万6,000円を計上しており、県内の事業所等の方を対象にサイバーセキュリティの知識を得てもらい、被害を防止するといった取り組みをすることとしている。

古市三久委員

警11ページ、交通安全施設整備費に交通安全施設整備補助事業と交通安全施設整備県単事業の2つがあるが、それぞれの事業の内容と違いを聞く。

交通規制課長

交通安全施設整備県単事業については、信号機の移設や更新、LED化に充てている。

交通安全施設整備補助事業については、特定の事業に対する補助である。主なものは、管制センターにおける中央装置

や光ビーコンの更新、交通監視カメラの設置等である。

古市三久委員

整備補助事業は、整備する人に対して補助するものか。

交通規制課長

特定の事業について補助金を充てる事業である。事業の実施に当たり、国の指定を受け、その事業に対する補助を受けて進めるものである。

信号機の新設等においても一定の事業についてはこの補助が使えるため、補助を受けて新設等を行うこととしている。

古市三久委員

補助事業ということは補助を受ける方がいると思うが、そうではないのか。団体などに補助をしているわけではないのか。

交通規制課長

県警で整備する事業に対し、国から補助を受けるという意味での補助事業であり、ほかの方に対して補助するものではない。

古市三久委員

LED化は電気料削減などの面で非常に重要であるが、県単事業だけでなく、国からの補助金はないのか。

交通規制課長

LEDについては、補助事業で170灯を更新する想定である。

また委員指摘のとおり、LED化については省電力化のほか、視認性の面でも非常によいものであるため、県単事業においても30灯程度の予算を組んでおり、全体で約200灯の更新を検討している。

古市三久委員

LED化によって、電気料などはどのくらい節約されるのか。

交通規制課長

寿命に関しては、電球は1年であるがLEDは大体7～10年で、約7倍となる。

電気料については、35～45%の削減になるとされている。

古市三久委員

信号機は全体で幾つあり、LEDは現在どのくらいあるのか。

交通規制課長

信号灯器数については現在4万520灯あり、このうちLED化されているものは1万7,070灯で、約42%となっている。

古市三久委員

寿命が7～10年なので、7～10年以内に更新しないと全て終わらないが、何年ぐらいで全て更新する予定か。

交通規制課長

現在、信号機の電球の需要が余りなくなってきたり、つくっているメーカーも少なくなってきたりするため、信号機の更新の際には基本的にLEDを中心として進めている。

本県においては、老朽化もあって更新を中心として事業を進めており、明確に何年と想定はしていないが、更新を進めることによってLED化は進んでいくと考えている。

古市三久委員

来年度の計画では200灯で、あと2万3,000灯あるから、なかなか大変な年月がかかる。そのうち10年たって寿命が来てしまったら、またもとに戻ってイタチごっこのような形になってしまう。

LEDにすれば経費削減にもなるため、更新のあり方についてしっかり計画をつくって進めてもらいたい。

川田昌成委員

警5ページの職員厚生費について、先ほど本部長の説明で「県民の期待と信頼に応える福島県警察の実現」との話があったが、その原動力として警察職員の健康管理が大変重要だと思う。これを見ると予算が少ないと感じるが、健康管理についてはどのような対応をしているのか。

警務部参事兼厚生課長

健康管理については、県費で行っているもの、共済組合費で行っているもの、内部の互助会費で行っているものの3種類ある。県費で行っているものは、定期健康診断等を中心に計上している。

川田昌成委員

警察官は、緊張した大変厳しい状況の中で勤務している。強い警察官というのはイメージはよいが、警察官といえども人間であるため、苛酷な業務に対応するには、もう少し精神的にも肉体的にもゆとりがあってよいと思う。

今、3つの健康管理について説明があったが、日々の生活環境が業務に反映されると思うので、今までの経験からも環境が非常に大切だと感じる。業務としての張り詰めた緊張感はよいが、次の仕事に対応していくために、どこかでリラックスする環境が必要だと思う。環境面でそのような対応はしているか。

警務部長

県警としては、業務の合理化、効率化を図ることや年間を通じた計画的な休暇の取得、時間外勤務の削減、心身のリフレッシュを図るための取り組み、育児や介護を抱える職員に対する組織的な支援などを実施することによって、職員のワーク・ライフ・バランスを図っている。

古市三久委員

警14ページの債務負担行為について、「警察業務の効率的な執行を推進するための機器を貸借するため」とあるが、これは新庁舎で使う機器の貸借と理解してよいか。

警務部参事官兼会計課長

リース契約の債務負担行為であるが、新庁舎への移転に合わせて更新リースするものと、従来からある機器のリースと

両方ある。

古市三久委員

新しい機器の賃借料はどのくらいか。

警務部参事官兼会計課長

基本的に全く新規のものではなく、例えば運転免許証のファイリングシステムなど、従来からある機器で当初の予定年数を超えたものである。使える範囲で再リースを行い経費の節減を図っているが、限界を超えたものについては更新せざるを得ないため、今回上げたもののほとんどは、従来からある機器で更新を行うものである。

古市三久委員

新庁舎移転に伴い、いろいろと新しい機器が整備されると思うが、その賃借料は、今年度も措置しているのか、それともこれからなのか。

警務部参事官兼会計課長

新庁舎への移転に伴って特に整備したものとなると、大きなシステムの変更を伴うもの、例えば通信指令システムである。システムの本体自体は国費であるが、ぶら下がりですら部分があるため、再リースで期間を引っ張り、今回の移転に合わせてシステム更新を図る部分は存在している。

古市三久委員

国費で設置されるものもあるし、従来使っていたものについては引き続き使用してシステムの更新を図っていくということか。

警務部参事官兼会計課長

委員指摘のとおりである。使えるもので物理的に移転できるものについては、業者に依頼して新庁舎に移設し、引き続き継続して使用する。今回、たまたま庁舎の移転に伴って更新せざるを得なかったものと、耐用年数が限界に来ているものが混在していると理解願う。

古市三久委員

通信指令システムなど、機械が稼働しないことが1日たりともあってはまずいと思うが、その辺の対応策は問題ないか。

警務部参事官兼会計課長

県民から特に心配されるのが、警察を呼ぶために利用する110番かと思う。

110番システムは、今月中にシステムの切りかえを予定しており、現在本庁舎4階に旧システムがあるが、新庁舎に新しいシステムが既に構築されている。切りかえに当たっては、数回線あるものを1回線ずつ確認しながら移行していくため、一気に切りかえてトラブルが起きることのないよう、我々も十分に検討の上、更新作業を進めている。

佐藤義憲副委員長

警8 ページ一番最後の事項、教養研修諸費の中身を聞く。

警務部参事官兼会計課長

警察職員の教養研修経費として657万2,000円を計上している。内容は、警察のお家芸である柔道、剣道の強化経費に伴う特練要員のための経費を特に計上しているほか、現場の警察官における術科訓練の推進経費等を盛り込んでいる。

佐藤義憲副委員長

本部長の説明にあった若手地域警察官育成プログラムの経費はどこに入っているのか。

地域部統括参事官兼地域企画課長

若手地域警察官育成プログラムについては、地域部が担当している。

警察学校初任科から卒業した人たちに対する研修会、あるいは同行指導や職務質問の技術の研修会について、一貫性を持って若手の地域の警察官を育成するプログラムである。

警務部参事官兼会計課長

地域企画課長から説明のあったとおりだが、専ら研修が中心となるため、経費的にはその派遣に伴う旅費などが中心となる。これは同じく8ページ、一般警察活動費の一般行政運営費、説明1の一般警察活動経費に計上している。旅費のほか、必要に応じて会場使用料等も教養研修諸費に計上している。

佐藤義憲副委員長

教養研修経費について質問した趣旨としては、若手警察官の育成プログラムは必要だが、1月に発生した事案のように、中堅職員に対する教育プログラムも必要ではないかと思ったからである。そういった研修の予算はどこに含まれているのか。

警務部参事官兼会計課長

委員指摘のとおり、このたび非常に残念な事案が発生したことは、警察官として本当にじくじたる思いである。

我々の組織内ではマネジメント研修と称し、各階級や各立場、管理職に対する研修を従前から行っている。それに必要な旅費を一般警察活動経費で、また、会場使用料などを教養研修諸費で計上している。今後も教養課が主体となって継続していくこととしているので理解願う。

宮下雅志委員

性犯罪について聞く。

本会議の追加代表質問でも質問したが、性犯罪に関する被害者支援として、県警察においては「SACRAふくしま」の取り組みを強化しているとのことである。刑法犯の認知件数が戦後最少を記録し、非常によい方向に向かっていると感じているが、一方で、性犯罪の認知件数が増加していることを大変危惧している。

被害者支援として、大きな傷を負った被害者を守っていくことは大変重要な取り組みだが、やはり被害に遭わせない、出さないといった面の取り組みも当然のことだが重要である。

その一つとして、声かけや痴漢、盗撮、つきまといといった前兆事案が性犯罪に結びつくケースが多いと思う。前兆事案については、声かけ事案が47.2%増加、前兆事案全体も32.2%増加したと報告がなされており、ここから重大犯罪に結びつかない取り組みが非常に重要だと感じている。

痴漢や盗撮、つきまといは、法律上刑法犯として取り締まることができるが、声かけ事案などは犯罪として取り締まる対象にならないと思う。前兆事案が性犯罪に結びつかないように取り組む必要があると思うが、どのような対応をしてい

るのか。

生活安全部統括参事官兼生活安全企画課長

子供に対する声かけ事案や女性に対するつきまとい等の前兆事案については、指摘のとおり誘拐や性犯罪などの犯罪に発展するおそれが高いと認識しており、事案の情報収集や被害実態の分析等により、行為者を特定の上、検挙できるものは検挙、または警告するなどの先制、予防的活動を行い、被害の未然防止と拡大防止に努めている。

また、学校や関係機関、団体、企業等と連携を図り、通学路におけるパトロールや見守り活動、防犯対策に関する情報発信、不審者対応訓練などの参加体験型の防犯教室、女性被害防止のための街頭啓発活動を実施するなど、地域社会が一体となった子供と女性の安全確保に努めている。

宮下雅志委員

数年前、息子のときに東山小学校のPTA会長をやっていたが、会津若松市東山地区の声かけ事案が非常に多いと学校から報告があった。確認したら、近所のおじさんおばさんが子供たちに声をかけていた。子供は知らない人から声をかけられたと学校で報告し、それが声かけ事案としてカウントされていた。

大人にしてみれば、地域の子供は地域で育てて守っていこうという意識があって声をかけるが、一方で、今の時代は声かけ事案とされてしまい、非常にその辺が難しい問題と感じている。

今説明のあった内容について、地域総ぐるみで子供たちを守っていく、あるいは犯罪の被害者が出ないようにしていくため、我々にも大きな役割の一つがあると改めて感じた。ぜひその辺の取り組みをしっかりと、連携をとって強化してもらいたい。

次に、組織的大量万引き、いわゆる爆盗が最近多発しているとの報告を受けたが、本県における爆盗の状況を聞く。

生活安全部統括参事官兼生活安全企画課長

県警察では、外国人犯罪グループ等による化粧品、サプリメント等の高額商品を対象とした組織的大量万引き事件を爆盗と呼んで警戒を強化している。

爆盗の発生については、昨年59件、被害総額で約534万円を認知しており、これは前年対比でプラス7件、約138万円の増という状況である。

宮下雅志委員

私の意識としては、外国人の組織的な大量万引きなどの事案は都市部の犯罪かと思っていたが、県内でもこのような数が昨年発生しているとのことで、いわば都市型の犯罪が地方にも広がってきており、対策が非常に重要だと感じている。

一方、偽造カードなどを使った詐欺も都市型の犯罪と感じるが、外国人が偽造カードを使って県内で詐欺を起こし、会津若松警察署管内で最近検挙の事案があったとのことで、どういった経緯で検挙に至ったのかを聞く。

組織犯罪対策課長

現在捜査中の事件であるため詳細は控えるが、昨年5月、不審者が店舗に来たと通報があり、中国人2名を捕捉した。1名については不法残留等で逮捕し、その後強制送還している。もう1名については偽造カードを使った詐欺等で2回逮捕しており、さらに今回は準備罪で再々逮捕している。

宮下雅志委員

会津若松管内で外国人が偽造カードを使って犯罪行為を犯すことについては、本当にそこまで来たのかと感じている。

多分それほど簡単にできる犯罪ではないと思うが、外国人が偽造カードを簡単に入手して行使できる状況になっており、非常に巧妙化する犯罪に対して、一方はさまざまな手口を考え、一方はそれを追いかけていく形で取り締まっていかなければならず、大変な時代になったと思う。そういった技術の進歩に追いついていく警察活動も非常に重要だと思うので、今後その点もしっかりと取り組むよう要望する。

古市三久委員

県警の庁舎移転について、古いところから新しいところに移るため、さまざまな機能強化がなされていると思うが、県警全体でどのようなところが強化され、県民の安全・安心を確保するのにどう役割を果たすのか、説明願う。

警務部参事官兼会計課長

各委員の支援のかいあって、やっと新庁舎が落成した。今、移転に向けて進めている。

ほかの県警では、警察本部庁舎は限られた土地であるため10階建てなど高層化を図ってきた経緯があるが、本県の場合は、平成23年の大震災を踏まえて高層化を避けて6階建てに抑えた。また、危機管理に対応するフロアを低層階に落としている。

さきの震災の際は、1カ月の間に震度5弱などの余震が頻発したことから、そのたびにエレベーターがとまってしまった。危機管理対応フロアが上のほうにあると、階段で上がったおりたりすること自体も非常に困難であり、そうした意味から本県の新警察本部庁舎については、特に危機管理対策のフロアを低層階に持ってきて、常にそうしたことの対応が不安なく行えるように設計した。

古市三久委員

警察の組織や機動性などが、旧庁舎から新庁舎に移ってどのように強化され、県民の安全・安心の部分で変わった点があるかなど、さらに詳しく説明願う。

警務部参事官兼会計課長

一番のメインは、本県の場合、独立した警察本部庁舎がなく、警察本部だけが占有しているスペースが全くなかった。今までは本庁舎の4階に基本を置きつつ、西庁舎の12階や東分庁舎などに本部機能が分散していた。さらに、震災後は東分庁舎が使えなくなったことから、さまざまな民間のビルに警察本部の各課が移った経緯がある。

その結果、危機管理上非常に問題があったが、今回、全部1カ所に集約できることとなり、我々としては大きなメリットと考えている。

古市三久委員

大変恐縮だが、これは会計課長が答弁する問題ではないと思う。

新しい庁舎に移るに当たり、県警全体の機能強化を果たすため、設備も含めてさまざまなことがあると思う。例えば通信網やテロ対策などが、新庁舎になってどう変わるのかをきちんと説明できなければならない。

庁舎の構造が危機管理に対応しやすくなったことはよいが、新庁舎に移ることによってさまざまなことが変わると思うし、また、変わらなければならない。県警が新庁舎をどのように使って、県民の安全・安心をどう確保していくのかについて、基本的な考え方があると思う。例えば、新しい機械が入ったとか、ヘリコプターもあるとか、そのようなことがどうなるのか、総合的に説明願う。

警務部総務監

新庁舎は6階建てで、基本的には各部の執務室をフロアごとにまとめて配置している。そのことにより、先ほど会計課長からも説明があったとおり、それぞればらばらに決めていたことが集約できるようになり、事案対応が迅速化される。

そのほかハード面では、2階に総合指揮室ができる。大きな作戦会議室であるが、この脇には、今までばらばらになっていた通信指令室や管制センターが配置になるため、さまざまな事案に対して指揮が早くなり、意思疎通の面でも効果的になると考えている。

また、低層構造としたので、2階で全部作戦指令をして、そこからすぐに現場に出ることもできる。

さらに、災害時に備え7日分の電気と給排水を準備しており、他県からの応援部隊が来たときに、低層階の2階にある道場で配給や休息をとってもらするなど、いろいろな面で前回の震災を踏まえた対応を考慮している。

県民の安全・安心を守る核となるべき組織、施設として有効的な活用を図るため、県警一丸となって取り組んでいきたい。

古市三久委員

大体理解したが、3・11のような災害などが起きたときに、県警全体で意思を統一して機動的に動くことが、より強化されることが非常に大事だと思う。6月定例会でも再度質問するので、新庁舎に移ってどのようなところが強化されたのか、よく検討してもらいたい。

次に、今井委員長が本会議で質問したが、いわき市の運転免許証の即日交付について聞く。

いわき市は茨城県の隣であるため、なぜ茨城県でやっていて福島県はやらないのかと私も南部の方からよく言われる。本会議では、検討を進めていくと答弁があったが、即日発効できない一番の問題は何か。

交通部参事官兼運転免許課長

一般質問において本部長が答弁したとおり、その実施に当たっては、人員や施設、免許証作成機器の整備など課題が多数ある。現在、茨城県を含めた他県の実施状況を参考に、これからの人口動態や免許人口の推移等を含め、いわき市民の利便性を考慮しながら検討を進めている。

古市三久委員

私もいろいろと聞いたが、難しい問題がたくさんあるとのことである。さらに、高齢化で免許を持っている方が減少しており、コスト面を含めた話も聞いた。

難しい問題があるのであれば、利便性を上げる方法についてもあわせて検討し、即日交付に近い、あるいは警察署に1回行っただけで交付される仕組みを検討してもらいたい。

次に、テロについて聞く。

県警としては、どういったところがテロの標的になるのか、標的になる箇所を特定して対策を講じているのか。

警備部参事官兼警備課長

テロ対策については、破壊されると社会的に大きな影響が生じる、例えば原子力発電所や空港、そのほかライフライン施設等の重要施設を中心に現在も警戒活動を実施している。

古市三久委員

警戒活動は、どこかのセクションで班をつくって実施しているのか。それとも各警察署に任せているのか。

警備部参事官兼警備課長

具体的な手法については公表されている部分とされていない部分があるが、例えば原子力発電所であれば、専門の部隊をつくり、サブマシンガンやライフル銃などの装備を整備した上で専門の警戒部隊が実施している。

古市三久委員

原子力発電所については後で聞きたいと思うが、テロ対策の対処能力の向上について、県警で具体的に取り組んでいることはあるか。

警備部参事官兼警備課長

具体的には県警内に銃器対策部隊を設置し、さまざまな訓練を実施するとともに、NBCテロ、爆発物テロ等に対処できる訓練を日ごろから実施している。

古市三久委員

本県では銃器対策部隊を設置して実施しているとのことである。そうした部隊には、例えばサブマシンガンやライフル銃、防弾着等が装備されると思うが、本県ではどのようなものが装備されているのか。

警備部参事官兼警備課長

サブマシンガン、ライフル銃、耐爆、耐弾仕様の車両は他県と同じように設置し、運用している。

古市三久委員

銃器対策部隊はテロ等が発生したときに対応する部隊だと思うが、各警察署では、日ごろ、そうした事案に対する対処能力の向上について何か取り組んでいるのか。

警備部参事官兼警備課長

ただいまの内容については特に機動隊を中心に実施するが、警察署においてもNBC関係の資材等を配置している警察署があり、災害訓練と同じようにNBCの訓練も実施することになっている。

古市三久委員

警視庁や東北では宮城県において、NBCテロの対応専門部隊が設置されているが、本県としては、NBCテロに対応する能力を持った専門的な隊はあるのか。

警備部参事官兼警備課長

本県においても、専門ではないが、NBCテロなどに対応できる部隊をつくり、訓練している。

古市三久委員

関係省庁との連携について、例えば本県には自衛隊があるが、県警としては、陸上自衛隊との間で訓練などは実施しているのか。

警備部参事官兼警備課長

テロ関係については警察だけで対応できるものではないため、日ごろから自衛隊と実働訓練を行い、テロ関係では、消防や県立医科大学のDMAT等、各関係機関と連携しながら訓練を実施している。

古市三久委員

図上演習などは実施しているか。

警備部参事官兼警備課長

そのときにより、実働訓練を実施する場合と、図上訓練を実施する場合がある。実働訓練と図上訓練の両方を実施することもある。

古市三久委員

先ほど原子力発電所の話が合ったが、原子力発電所については海上保安庁との連携はあるのか。

警備部参事官兼警備課長

県警、原子力発電所の事業者、海上保安庁等との合同の警戒を実施している。

古市三久委員

本県は、原子力発電所に対するテロについて十分認識し、しっかり対応していかなければならない。先ほど、銃器対策部隊を設置してテロ対策を行っていると話があったが、原子力発電所については、県警として専門の組織を設置して取り組んでいるのか。

警備部参事官兼警備課長

原子力発電所については、専門の原発警戒隊を設置して警戒を実施している。

古市三久委員

オリンピックなど、テロ対策については国を挙げて取り組む状況になっていると思う。本県は原発県でもあるから、テロについてしっかりと能力向上をしながら対策をとってもらいたい。

次に、サイバーテロについてである。

県警としては、サイバーテロに対してどのようなところを想定して対策をしているか。

警備部統括参事官兼公安課長

サイバーテロは、重要インフラの基幹システムに対する電子的攻撃や、重要インフラの基幹システムに重大な障害を生させるものであり、県警では民間の関係業界等と情報共有しながら対策を講じている。

古市三久委員

それは一般的な話だが、本県では、重要インフラとはどのような事業者を想定して対応策や個別訪問等を実施しているのか。

警備部統括参事官兼公安課長

例えばJRや、電気、水道、ガスなどのライフライン、金融機関等、普段の社会生活に多大な影響を及ぼすところに対するサイバーテロの防止について、情報共有しながら指導を行っている。

古市三久委員

コンピューターに侵入し、制御ができないようにして、社会的な混乱をつくり出すのがサイバーテロである。そのようなことが起きないように各事業者で対応してもらおうと思うが、県警としても対策を常に万全なものにするよう、事業者に対する周知や研修などをしっかりと行っていかなければならない。

また、原子力発電所について、今は運転していないため問題ないかもしれないが、例えば冷却系統をコンピューターで制御しているのであれば、サイバーテロにより冷却系統が壊されてしまうことなども考えられる。そうなったからといって、直ちに爆発するわけではないと思うが、原子力発電所に対するサイバーテロ対策については、どうなっているか。

生活安全部参事官兼警務部参事官兼警備部参事官

現在県警では、産学官連携で福島県ネットワーク・セキュリティ連絡協議会という組織を持っている。

これはコンピューター専門の会津大学、公共機関、市町村、民間等において、サイバー攻撃やサイバーセキュリティに対する攻撃があった場合に、どのようにして攻撃に遭わないか、対策や具体的な技術等を大学の先生やアドバイザーからアドバイスを受けて、それを啓蒙活動している。

また、各年度で研修会や講習会を行っている。昨年も市長会や町村会、県立医科大学、中小企業同友会にも加盟してもらい、産学官連携でサイバーセキュリティ対策を行っている。

古市三久委員

その取り組みはよいが、原子力発電所に特定したサイバー攻撃について、県警は何か対応策を考えているのか。考えていなければ考えていないでよいし、もし必要だと県警が考えるのであれば、東京電力等とよく協議をしていく必要があるのではないか。

警備部統括参事官公安課長

原発も含め、いわゆる重要インフラ事業者への個別訪問を行うとともに、官民一体となった福島県ネットワーク・セキュリティ連絡協議会を立ち上げ、サイバーテロや情報セキュリティについて情報共有しながら対策を講じている。

古市三久委員

サイバーテロも含めたテロ対策が非常に重要になってきていると思うので、しっかり対応してもらいたい。

次に、携帯電話などに「何々だから金を振り込め」といったメールが来るが、そういったことについて、警察署にはどのくらいの相談件数があるか。

生活安全部統括参事官兼生活安全企画課長

我々では、予兆という形で認知している。手口的には架空請求詐欺の一部になると思うが、正確な件数については把握していない。警察が認知した場合、予兆事案として広報等の方策をとっている。

古市三久委員

相談件数については後で教えてもらいたいと思うが、警察署としては、具体的に対応する案件ではないとのことだと思う。相談があった場合は、必ず対応することになっているのか。

生活安全部統括参事官兼生活安全企画課長

もちろん、なりすまし詐欺の前兆事案という捉え方をするため、警察としては被害に遭わないよう、相談があれば当事者を指導し、関係機関、団体等と連携したなりすまし対策を推進している。

捜査第二課長

架空請求などによるなりすまし詐欺被害に対しては、振り込むように指示された口座をたどって、できるのであれば口座凍結を依頼したり、電話をするように指示された番号が書かれていたら、その電話をたどって解約依頼や、その番号に対して「あなたが被疑者なら警察に出頭しなさい」、「心当たりがないのであればこの電話については詐欺に使われておりますので警察に出頭してください」といった、警告電話の対策をとっている。

昨年1年間で、口座凍結については95件行っており、警告電話については昨年5月から始まった制度であるが、31件で、行政的な措置で犯行ツールを無力化するための措置をとっている。

古市三久委員

消費生活センターにもそういった相談があると思うが、連携はどうなっているか。

生活安全部統括参事官兼生活安全企画課長

県警察においては平成27年に、県消費生活センター、自治体、民間企業等と連携してなりすまし詐欺防止ふくしまネットワークを発足し、官民一体となったなりすまし詐欺被害防止を図っている。したがって、消費生活センターとはその都度連携をとって対応している。

古市三久委員

今述べたネットワーク等を十分に機能させ、警察としても県民の安全・安心を守る立場で、県民への啓蒙、周知に徹底して取り組むよう願う。

佐藤義憲副委員長

高齢者の免許返納について聞く。

免許返納後の高齢者の生活の足を考えたときに、高齢者の生活が不便にならないための取り組みについて、県警では情報をつかんでいるか。

交通部統括参事官兼交通企画課長

高齢者が自主返納をした後の足の確保であるが、特に交通インフラ等が整っていない場合は非常に重要となるため、関係機関や団体、市町村などに働きかけて、交通機関であればバスの値引きや、市町村から回数券を支給するといった補助措置をとってもらうよう促進している。現在、県内の多くの市町村や交通関係団体、交通事業者などでそのような補助を行っている。

佐藤義憲副委員長

気になったのは、自動車を運転しなくなった後、生活の足として自転車を使う場合、子供であれば小中学校で自転車の講習を定期的実施しているが、高齢者の自転車の運転も相当危険なケースがあり、賠償に発展する事故を起こすことも中にはあると思う。そういったところに対するフォローは、どのような形でなされているのか。

交通部統括参事官兼交通企画課長

高齢者については、各警察署において戸別訪問等をして、道路の横断方法や自転車の乗車方法などについて個別指導をしている。特に交通事故に遭いやすい、過去に事故を起こした方や認知症がみの方、近所である方は危ないと話のあった

方については要指導高齢者に指定し、重点的に訪問活動をしている。

また、高齢者については講習会等も開いており、主に歩行者シミュレーターを使った講習が多いが、自転車の安全な乗り方、本当に危険であれば乗らないことも含めて指導している。

佐藤義憲副委員長

自主返納を促して、これからそういった方々の対処もふえてくるため、今後もフォローアップを願う。

(3月14日(水) 病院局)

椎根健雄委員

病9ページ、南会津病院・矢吹病院訪問看護事業等用公用車リースの内容について詳細を説明願う。

局参事兼病院経営課長

矢吹病院、南会津病院については、今年度から訪問看護ステーション事業を実施している。

矢吹病院については、当初5台の車で訪問していたが、患者数がふえてきたため1台追加する。南会津病院については、当初1台の車で訪問していたが、広域であること、また職員3名で利用するには車が不足していることから2台を追加し合計3台にする。

矢吹病院で追加する1台、南会津病院で追加する2台、合計3台分に係る平成30～34年度の5年間のリース契約を考慮しており、そのうち31～34年度分の債務負担行為をするものである。

椎根健雄委員

南会津地域は管内が広く、車の準備により作業が効率化されると思うので、しっかり取り組んでほしい。

古市三久委員

病10ページ、ふたば医療センター運営事業の債務負担行為について、対象が委託料と賃借料となっているが、内容について具体的に説明願う。

局参事兼病院経営課長

委託料については、布団類、カーテン類を借りて洗濯してもらう委託契約である。賃借料については、ベッド脇にある床頭台の賃貸借契約である。

それぞれ平成30～34年度の5年間の契約を考慮しており、30年度分については当初予算で計上しているため、31～34年度分に係る債務負担行為をするものである。

宮下雅志委員

病2ページ、病院経営費の給与費に病院職員356人と記載されている。現在、医療人材の確保が非常に大きな課題となっており、皆、大変苦労している。

県立病院については、この356人で大きな負担もなく、きちんと運営できるのか。

局参事兼病院経営課長

人員を満たすために採用活動を行い、薬剤師3名、栄養士2名、臨床検査技師2名、看護師14名を平成30年4月から採

用する。この人数で運営していける状態である。

宮下雅志委員

いろいろな機会に病院を回っているが、医師や看護師も含め、職員の負担がやはり大きいと感じている。平成30年度に向けて、その辺の負担の偏りがないように取り組んでほしいが、何か考えはあるか。

局参事兼病院経営課長

人数については、当然我々だけで考えるのではなく、病院からもいろいろ意見をもらい、相談しながら決定した上で必要な人員を採用している。今後もきちんと病院の意見を聞きながらしっかり対応していく。

佐藤義憲副委員長

病4ページ、その他特別損失における旧県立病院跡地の損失額の内訳を説明願う。また、旧県立病院跡地の今後の売却等の見込みはどうなっているか。

局参事兼病院経営課長

特別損失の内訳について詳細に述べると、土壌調査で約70万円、草刈り等で約250万円、リハビリテーション飯坂温泉病院の不動産鑑定評価で約130万円、同じくリハビリテーション飯坂温泉病院の測量、登記委託費等で約750万円、そのほか廃止病院のPCB廃棄処理料として約340万円、矢吹病院の除染土壌運搬経費として約1,490万円であり、これらの経費を合わせた3,287万4,000円をその他特別損失として計上している。

次に、旧県立病院跡地の売却に向けた状況であるが、会津総合病院跡地については、売却の方向で会津若松市と協議している。今のところ、会津若松市が会津総合病院跡地の購入後、どのように活用していくかの計画を平成30年度に策定する予定となっており、31年度以降に売買契約を締結し、売却する段取りで進んでいる。

喜多方病院跡地についても、売却の方向で喜多方市と打ち合わせをしている。跡地をどのように使うのか早急に決めてもらい、30年度内を目標に売買契約を締結して売却したい。

リハビリテーション飯坂温泉病院跡地については、現在福島市と協議中である。病院局から福島市に対して、跡地は有償譲渡を考えているとの方針を示し、福島市において検討している段階である。今後は福島市の検討結果を見ながら対応していきたい。

川田昌成委員

局長から多目的医療用ヘリ導入についての説明があった。けさ、車のラジオで、各県でヘリコプターを導入しているが、昨年の長野県防災ヘリの墜落事故等もあり、埼玉県の防災航空センターを見習って導入、運航しているとの話をしていた。

救急医療においては、ヘリコプターの導入は非常に大切と思うが、その辺の状況を説明願う。

局参事兼病院経営課長

大規模事故が起きた場合は、多目的医療用ヘリではなく、ドクターヘリを使用することになる。ドクターヘリは、命に直接かかわるような重篤な患者を搬送するために、訓練されたパイロット、整備士、そして医師、看護師が同乗して現場に向かい、県立医科大学やそのほかの救急救命センターに搬送する。

多目的医療用ヘリは、基本的に病院間の搬送に使用するものであり、命に直接かかわる重篤な患者以外をふたば医療センターから県立医科大学、いわき市立総合磐城共立病院や南相馬市立総合病院に搬送したり、医師、看護師、ME（臨床工学技士）等が緊急に必要な場合に県立医科大学から乗って来てもらう。

また、通常、患者を搬送するために救急車に同乗した医師、看護師は自力で戻るが、多目的医療用ヘリについては医師、看護師が戻る際の搬送も行う。いろいろな場合に活用できるようにするため、多目的医療用ヘリとして関係機関と調整している。

川田昌成委員

今ほどの課長の説明で理解はした。ただ、けさのラジオでは、救急の患者を助けに行くのはよいが、肝心の助けに行く方たちの管理体制がしっかりしていないと対応が非常に難しく、墜落事故を受け、岐阜県や長野県ではそれらの対策をしているとの話であったので、本県における対応はどのようになっているか改めて説明願う。

局参事兼病院経営課長

ヘリだけ飛んでも何もならないので、当然、訓練された医師と訓練された看護師が乗らなければならない。

医師については、ふたば医療センター附属病院長の田勢長一郎医師は2年前まで県立医科大学救急科の教授を務めており、今もドクターヘリに乗っている方である。また、センター長に就任してもらった県立医科大学副理事長の谷川攻一医師は、ドクターヘリの専門である。そのほか、現在、県立医科大学の救急科に所属している医師などが現地に行くため、医師については問題ないと考えている。

看護師については、ふたば医療センターの看護師は、各県から来てもらう方、大野病院所属から異動する方、新たに採用する方等、ヘリの搭乗経験が浅い方、あるいはない方なので、しっかり研修を行い、レベルを向上させていきたい。どのような研修を行っていくかについては、今後県立医科大学と協議しながら人材育成に努め、多目的医療用ヘリがきちんと運航できるようにしたい。

古市三久委員

関連して聞く。この多目的医療用ヘリにはパイロットや医師、看護師等が乗るが、最大で何人乗ることができるのか。

局参事兼病院経営課長

最大で6人である。パイロット1人、整備士1人、医師1人、看護師1人、患者に加え、必要であれば家族も1人乗ることができる。

古市三久委員

多目的医療用ヘリは平成30年度に導入するが、年間の経費はどのくらいか。

局参事兼病院経営課長

当初予算で計上しているのは、2億9,000万円程度である。

古市三久委員

その経費は何ページに記載してあるのか。

局参事兼病院経営課長

病2ページ、病院事業費用－医業費用－2病院経営費－経費に20億7,565万円を計上しているが、この中に多目的医療用ヘリの経費が含まれている。

古市三久委員

燃料費等も含めた委託料が2億9,000万円で、ほぼ毎年このくらいの経費がかかるのか。

局参事兼病院経営課長

毎年おおよそこのくらいの経費になると思うが、平成30年度については年度途中から始まるため、計上している予算額よりも少なくなる可能性が大きい。

古市三久委員

多目的医療用ヘリは朝、福島市から飛び、夕方戻ってくる。つまり、何もなければ誰も乗せないまま福島市と富岡町間を往復し、搬送があればその都度往復することになると思う。その回数を年間どの程度想定し、どのように2億9,000万円に反映しているのかわからないが、行って帰ってくるだけであれば1日1往復で、何かあれば何度か往復することになる。結果的に飛ぶ回数がふえ、委託料がふえる可能性はあるのか。

局参事兼病院経営課長

回数がふえれば料金が上がるのは一般的であり、今のところは年間200回出動する想定をしている。

まだ契約はしていないが、ドクターヘリは何回飛んでも金額がふえない定額料金での契約をしているようなので、多目的医療用ヘリについても、今後契約する会社との話し合いになると思う。

基本的には固定経費と飛んだ距離によってかかる経費の2種類の経費が発生する。

古市三久委員

365日で200回の出動ということは、土日分の約100日を引いても260日くらいあるので、多目的医療用ヘリは毎日飛ぶのではなく、週に何日とか、何かあった時に飛ぶなどの決め事があるのか。

局参事兼病院経営課長

200回という数字は、今の救急車の出動件数等を考慮して、おおよそそのくらいになると考えている。

古市三久委員

単純に考えれば、救急車は365日待機しているので、多目的医療用ヘリも毎日福島市から富岡町に飛んでいって待機することになると思う。

しかし、出動回数が200回ということは、毎日福島市から富岡町へ飛んで待機しているが、患者が発生して搬送する回数は200回程度と想定しているとの理解でよいか。

局参事兼病院経営課長

ふたば医療センターでは365日救急医療の提供をするが、多目的医療用ヘリについては、土、日曜日における医師、看護師の配置が手薄になるため、平成30年度は祝日を除いた月～金曜日で対応したい。

365日から百何日を引くと250～260日になるが、その日数は毎日飛んでいって待機する。想定200回という数字は、待機中に多目的医療用ヘリが飛ぶ何らかの用途で出動要請をされて飛ぶ回数である。

古市三久委員

出動回数については理解した。例えば、土日や祝日に出勤が必要となった場合、出勤可能な状態にはなっているのか。

局参事兼病院経営課長

土日や祝日に多目的医療用ヘリの出動要請があった場合は、ドクターヘリが対応することになる。

古市三久委員

ふたば復興診療所もふたば医療センターの附属とするとのことである。

ふたば医療センター附属病院は病院機能、ふたば復興診療所は診療所機能を担うことになると思うが、ふたば医療センターはどのような役割を果たすのか。

局参事兼病院経営課長

ふたば医療センターは医師派遣について県立医科大学と調整したり、双葉郡8町村長からの要望に対する対応などの機能を持たせる予定である。

県立医科大学からふたば医療センター附属病院、診療所に派遣してもらう医師等の調整が主な役割である。

古市三久委員

ふたば医療センターのスタッフは何人か。また、センター長は医師か、それとも役所の方か。

局参事兼病院経営課長

ふたば医療センター長には、県立医科大学副理事長の谷川攻一医師が就任する予定である。副センター長には、県OBで企画調整部長をしていた野崎洋一氏が就任予定であり、ふたば医療センター推進監には、以前、双葉厚生病院長をしていた重富秀一医師に就任してもらう予定である。

ふたば医療センターに配置される職員は、センター長、副センター長、推進監の非常勤職員3人で、センターの事務については、附属病院事務部の職員が兼務し行う予定である。

古市三久委員

ふたば医療センターの非常勤職員3名が県立医科大学等と調整しながら病院全体の機能強化、機能維持を図り、事務的なことは附属病院事務部のスタッフが行うとのことと理解した。

平成30年度の当初予算編成に当たっては、ふたば医療センター附属病院の患者数を見込んだ上で収益や支出額を算出していると思うが、患者数はどの程度を想定しているのか。

局参事兼病院経営課長

入院患者数については4,900人弱、外来患者数については2,500人程度を想定している。

古市三久委員

現在、双葉郡には3,000～5,000人程度が住んでいると思うが、そのほか、廃炉関係従事者が1日当たり7,000～8,000人いると言われている。したがって、1万数千人が双葉郡にすることを前提に、入院患者数や外来患者数を想定したと思う。

外来患者数の2,500人については納得するが、入院患者数の4,900人という数字は私としては想定外であり、どのような積算でこのような数字になったのか。

局参事兼病院経営課長

平成29年1～12月における救急車の搬送件数は約800件となっており、そこから割り出した人数である。基本的に、救急車で搬送されて入院する患者はさほど多くないと考えており、このような数字になっているのは、例えば県立医科大学に搬送し、急性期は過ぎたがまだ自宅に戻れる状態ではない患者についても、ふたば医療センターに入院する想定をしている。ふたば医療センターでリハビリなどをした後に自宅へ帰るケースを加味した数字となっている。

古市三久委員

双葉郡だけでなく、例えば南相馬市やいわき市北部の方がふたば医療センターに来ることも可能だと思うが、それほどどの程度加味しているか。

局参事兼病院経営課長

いわき市北部や南相馬市南部の方がふたば医療センターに来ることは想定しているが、この人数にどれだけ反映しているかは何とも言いがたい。24時間365日、救急車は全て受け入れる心構えで運営していくので、周りの病院で受け入れられない患者については、基本的にふたば医療センターで受け入れ、対応できるものは対応し、手に余るものについては県立医科大学等に搬送する措置をとる。全て受けるつもりで運営していくので、南も北も守備範囲だと考えている。

古市三久委員

そのような心構えでよろしく願う。

いわき市の消防署もなかなか受け入れてもらえず、大変な状況にあることは間違いない。いわき市や南相馬市の消防署との意思疎通をしっかりと行いながら対応してほしい。よろしく願う。